

あまみず

雨水利用マニュアル

令和5年5月

福岡県

はじめに

水は、海や地表の水が蒸発し、雲になり、雨として降り、河川や地下を流れ、再び海に戻るといった循環を繰り返しています。この循環（「水循環」と言います）の過程で、私たちは「水の恵み」を享受しています。

しかしながら近年、気候変動、森林・農地の減少やコンクリート等の舗装面積の増加、水を多用する生活様式の普及等により、洪水や渇水が頻繁に発生するなど、水循環に様々な影響が生じています。

このような中、水循環の適正化の一環として、平成26年5月、「雨水の利用の推進に関する法律」（いわゆる「雨水法」）が制定されました。雨水を貯留して水洗便所や散水等への使用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに、河川等への雨水の集中的な流出を抑制するものです。

雨水法では、国や地方公共団体などが、雨水利用推進の施策を講じるとともに、事業者や国民の皆さんも自ら雨水の利用に努めるといった責務も定められています。

昭和53年、平成6年など度重なる渇水に見舞われた本県では、雨水法制定前から、県有施設での雨水利用を進めるとともに、平成10年に「雨水利用マニュアル」を策定し、市町村や民間事業者における雨水利用施設の設置を呼びかけてまいりました。

この度、雨水法の制定を踏まえ、水循環の適正化という観点から流出抑制の視点も加え、マニュアルを改訂することとなりました。

この新しい「雨水利用マニュアル」が、本県の雨水利用に対する関心の高まりとともに、雨水利用の普及促進につながれば幸いです。

雨水利用の推進は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標6（水・衛生）「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」や目標13（気候変動）「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」等に資する取り組みです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目次

第1章 緒論

- 1 福岡県の水事情
 - (1) 地勢 1
 - (2) 降水量 1
 - (3) 渇水の状況 2
- 2 福岡県の水資源対策
 - (1) これまでの取り組み 3
 - (2) 今後の取り組み 3

第2章 雨水利用の促進

- 1 雨水利用の効果 4
- 2 雨水利用の用途・目的 5
 - 【コラム】～雨水の流出抑制とは～ 6
- 3 福岡県の雨水利用の取り組み
 - (1) 公用または公共用建築物における水の再利用施設設置推進 8
 - (2) 雨水利用推進モニター事業（雨水タンク設置） 9
 - (3) 雨水利用の事例集の発行 9
 - (4) 県内市町村における助成制度 10

第3章 雨水利用計画の作成

- 1 雨水利用（貯留）施設について 11
- 2 雨水利用計画の概要
 - (1) 雨水利用計画表 12
 - (2) 雨水利用計画表作成フロー 13
 - (3) 雨水利用計画表作成により算出されるデータ 14
 - (4) 雨水利用計画表の適用範囲 14
 - (5) 雨水の用途 14
 - (6) 水質 14
- 3 雨水利用計画の作成
 - (1) 用途の設定・水質 15
 - (2) 降水量 16
 - (3) 雨水集水量の算定 17
 - (4) 使用水量の設定 18
 - (5) 貯留槽容量の決定 19
- 4 雨水利用計画の作成例
 - (1) 大規模建築物 21
 - (2) 中規模建築物 23
 - (3) 一般戸建て住宅 25

資料編

- ・ 福岡県内主要観測所における年降水量一覧表 1
- ・ 福岡県内各観測所の雨水利用可能量（地域別計画表作成例） 2
- ・ 各観測所における雨水貯留槽容量計画線図 5

参考資料

- ・ 雨水の利用の推進に関する法律

第 1 章

緒 論

1 福岡県の水事情

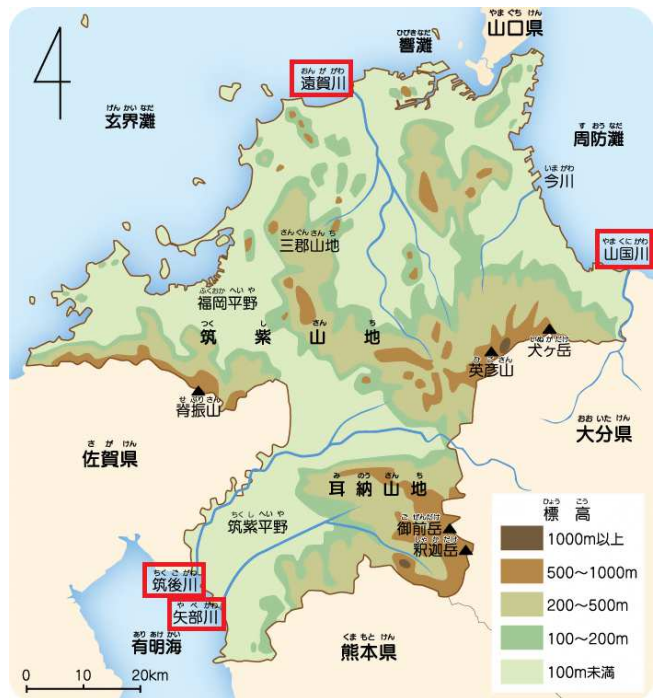
(1) 地勢

福岡県は、九州北部に位置し、総面積 4,987.64 km²（令和4年4月現在）、総人口 5,105.6 千人（令和4年4月現在）、人口密度が 1,024 人 / km²であり、三大都市圏（※）以外では 1,000 人 / km²を超えている唯一の県です。

主な山岳は、釈迦岳（1,230m）、英彦山（1,199m）等で高い山はなく、これらを源とする河川は、一級河川 4 水系

（193 河川）、二級河川 52 水系（149 河川）がありますが、大きな河川が少ない地勢となっています。

（※）三大都市圏：首都圏、近畿圏、中部圏をいう。



出典：わたしたちの福岡県 令和4年度版

(2) 降水量

本県の気象状況は、年平均降水量は 1,831mm で全国平均の 1,733mm とほぼ同程度ですが、人口一人あたりに換算すると、福岡県は 1,789 m³ / 年・人であり、全国平均 5,115 m³ / 年・人の約 3 分の 1 に過ぎません。

また、本県における実際に利用可能な水量（降水総量－蒸発散等により失われる量）は 1,016 m³ / 年・人で、これについても全国平均の 3,351 m³ / 年・人の約 3 分の 1 となっています。



(3) 渇水の状況

本県は、人口が密集しているうえ山が浅く大きな河川が少ないため、県域内で自ら供給する水資源に乏しい県です。

このため、本県では渇水が頻発しており、平成以降だけでも平成6年の列島大渇水を皮切りに7年、11年、14年、17年、18年、22年、令和元年に渇水に見舞われ、4年に1回の割合で渇水になっています。

これまで、本県ではダム建設や水の有効利用等の取り組みを行い、水資源の安定的確保に努めてまいりましたが、近年は危機的な渇水、大規模自然災害、施設の老朽化・劣化に伴う大規模事故など新たなリスクや課題が顕在化し、水資源を取り巻く環境が変化してきています。

このため、既存施設を最大限に有効活用していくことと合わせ、ソフト対策を一体的に推進することによって、今後も安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みづくりに取り組む必要があります。

【本県における平成6年以降の渇水対策本部設置状況】

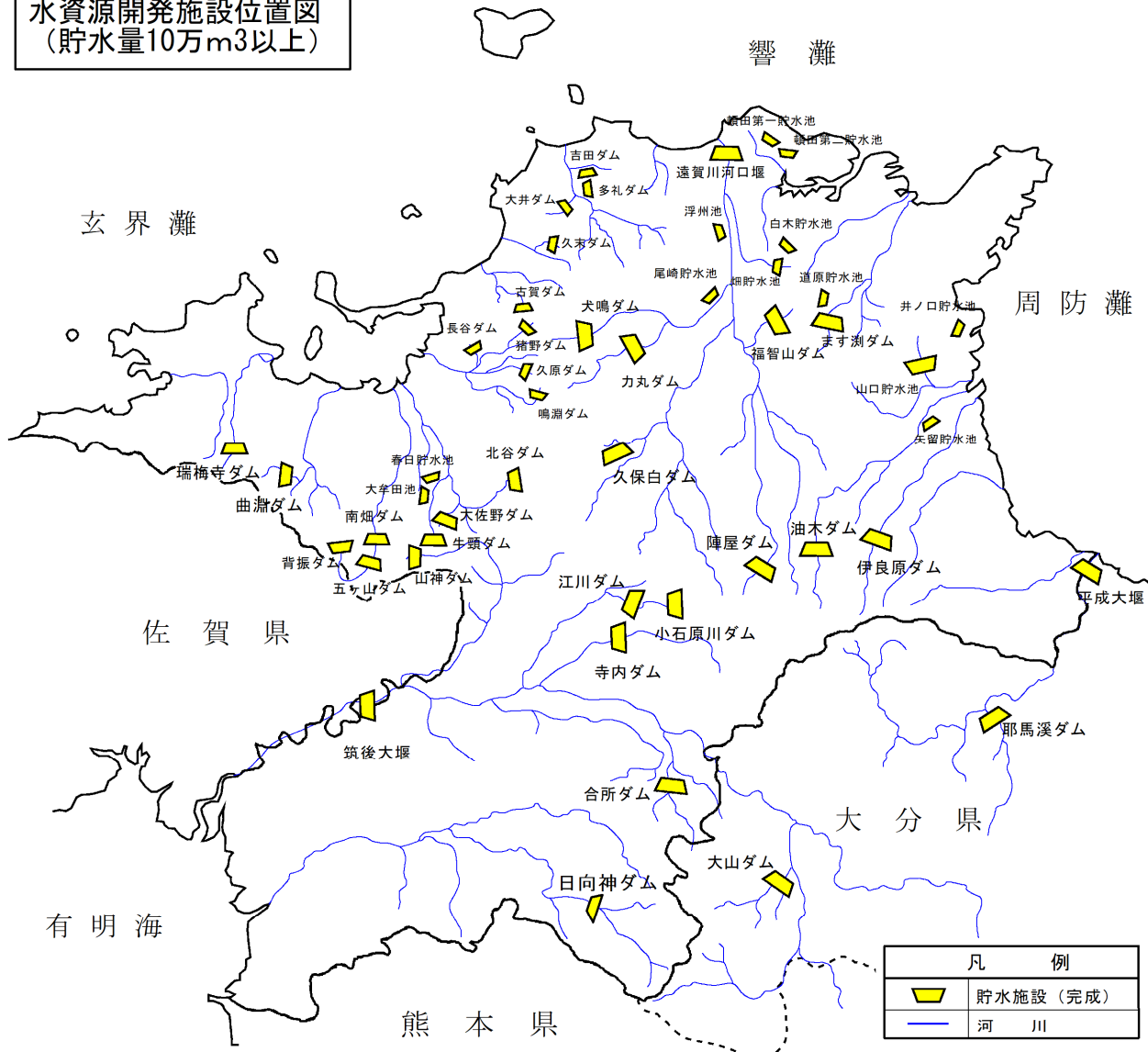
渇水年	渇水対策本部等設置期間		
平成6年	365日間	H6.7.6	～ H7.7.5
平成7年冬期	186日間	H7.12.19	～ H8.6.21
平成11年冬期	121日間	H11.2.25	～ H11.6.25
平成14年	213日間	H14.9.30	～ H15.4.30
平成17年	21日間	H17.6.22	～ H17.7.12
平成18年冬期	64日間	H18.2.8	～ H18.4.12
平成22年冬期	152日間	H22.12.27	～ H23.5.27
令和元年	56日間	R1.6.26	～ R1.8.20

2 福岡県の水資源対策

(1) これまでの取り組み

本県では、水資源の安定的確保を図るため、これまで57のダムなどの水資源開発施設や海水淡水化施設が建設されました。

水資源開発施設位置図
(貯水量10万m³以上)




出典：令和3年度福岡県の水道

(2) 今後の取り組み

危機的な渇水、大規模自然災害、施設の老朽化・劣化に伴う大規模事故など、近年の新たなリスクの可能性を踏まえ、今後は既存施設の活用にあわせ水の有効利用や節水意識の啓発など、ソフト対策が重要となります。

このような状況のなかで、身近な水資源である雨水の活用は、水資源の有効利用を図る手法の一つとして今後さらに促進していく必要があります。



第2章 雨水利用の促進

1 雨水利用の効果

福岡県の年降水量は、平均約 1,831mm です。その総量は約91億 m^3 にもなります。

そのうちの一部は蒸発散等により失われるため、実際に利用可能な水量は約52億 m^3 です。

福岡県の水道用水の需要量は令和2年度で約5億 m^3 でしたが、これは利用可能な水量の10%程度しか利用していないことになります。

ここで、水資源に乏しい離島などでは雨水が貴重な水として利用されているように、県内で雨水を利用すればどのような効果があるのでしょうか。

県内の一戸建て住宅約100万戸で雨水利用をした場合の効果を考えていきます。

一戸建て住宅の屋根面積80 m^2 とすると、一戸あたりでは年間約132 m^3 、全体では1億3200万 m^3 もの貯水ができます。この量は、現在県内で最も大きいダムである五ヶ山ダム（有効貯水容量3,970万 m^3 ）の約3個分にあたります。

一方、一戸建て居住の平均世帯人数2.6人の水利用を考えると、1人1日あたりの水道水使用量215Lのうち、トイレ洗浄水、掃除及び洗車・散水の使用水量は約22%で、一戸あたり日量約120L、年間使用量約44 m^3 となり、屋根に降る雨水で補うことができる量となっています。

仮に県内全ての戸建て住宅で、トイレ洗浄水、掃除及び洗車・散水の水を水道水から雨水に振り返れば、日量約12万 m^3 の水道水が節水されることとなります。これは福岡県の中核市である久留米市における上水道一日最大給水量の1.5倍に相当します。

このように、雨水を貯めて水資源の一部として有効に活用することにより、水道水の節水に大きく貢献するとともに、下水道や河川に流れ出るのを遅らせる、または減らすことができるため、浸水被害の軽減にも繋がります。

2 雨水利用の用途・目的

雨水利用の用途・目的は、水洗便所、散水、清掃用水、環境用水（※）、消火や防災用水など多岐にわたります。具体的には以下のようなものが想定されます。

（※）環境用水とは、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水のことです。

① 平常時における水資源としての有効利用

例：雨水利用施設設置による水洗便所等での雨水の活用（平時）

② 緊急時の代替水源

例：災害等断水時における水洗便所等での雨水の活用

③ 渇水時における自立分散型の水資源

例：雨水タンク設置による散水としての活用

④ 雨水の集中的な流出抑制

※次ページの【コラム】を参照

⑤ 夏期の暑さ対策

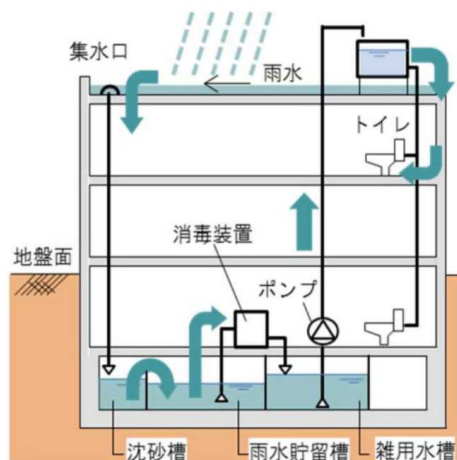
例：雨水による打ち水

⑥ 健全な水循環の維持・回復

例：浸透機能併用による地下水の涵養

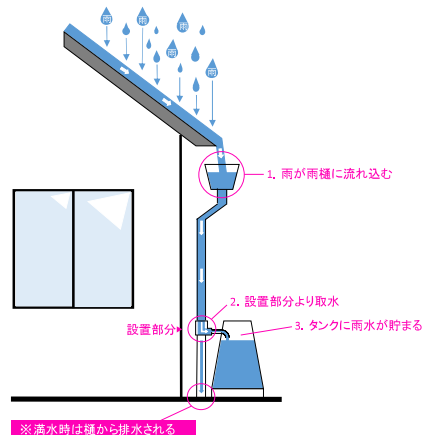
【参考】

（左）①、②の例（雨水貯留槽）



出典：国土交通省

（右）③の例（雨水タンク）



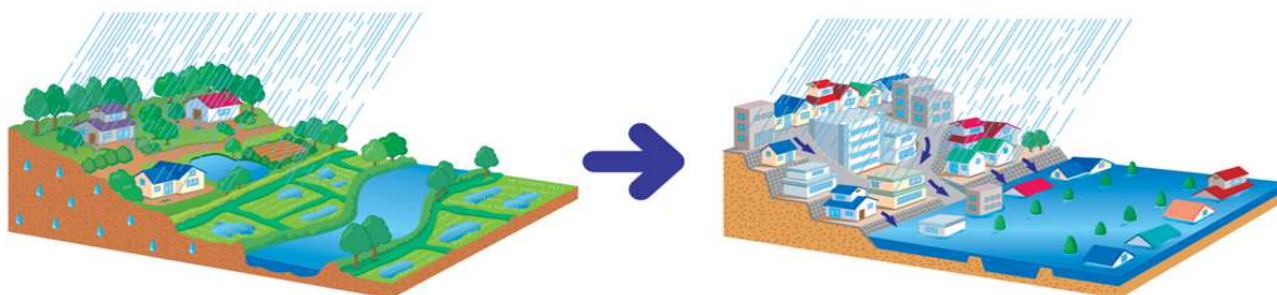
※雨水利用（貯留）施設設置において、雨を有効活用するための容量や雨水利用可能率の算出方法は、第3章において詳しく説明します。

【コラム】～雨水の流出抑制とは～

かつては、降った雨の多くは地面から地中に浸透し、地下水の涵養や河川への流出抑制などに寄与していました。

しかし近年、市街地の拡大による森林・農地の減少や、地表がコンクリートやアスファルトで覆われたことなどにより、雨水は地中に浸透できず直接下水道や河川へ流出するようになりました。気候変動の影響による豪雨も発生頻度が増しており、河川の氾濫や内水氾濫のリスクが増大しています。

【都市化による雨水流出量の増加】



雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられます。

地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して下水道・河川へ流出し、浸水被害が増加します。

出典：国土交通省「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」
 [作成：（公社）雨水貯留浸透技術協会]

このようなリスクに備えるためには、雨水の流出抑制に取組み、健全な水循環を確保する必要があります。平成26年に制定された雨水法においても、流出抑制について言及されています。（「参考資料」参照）



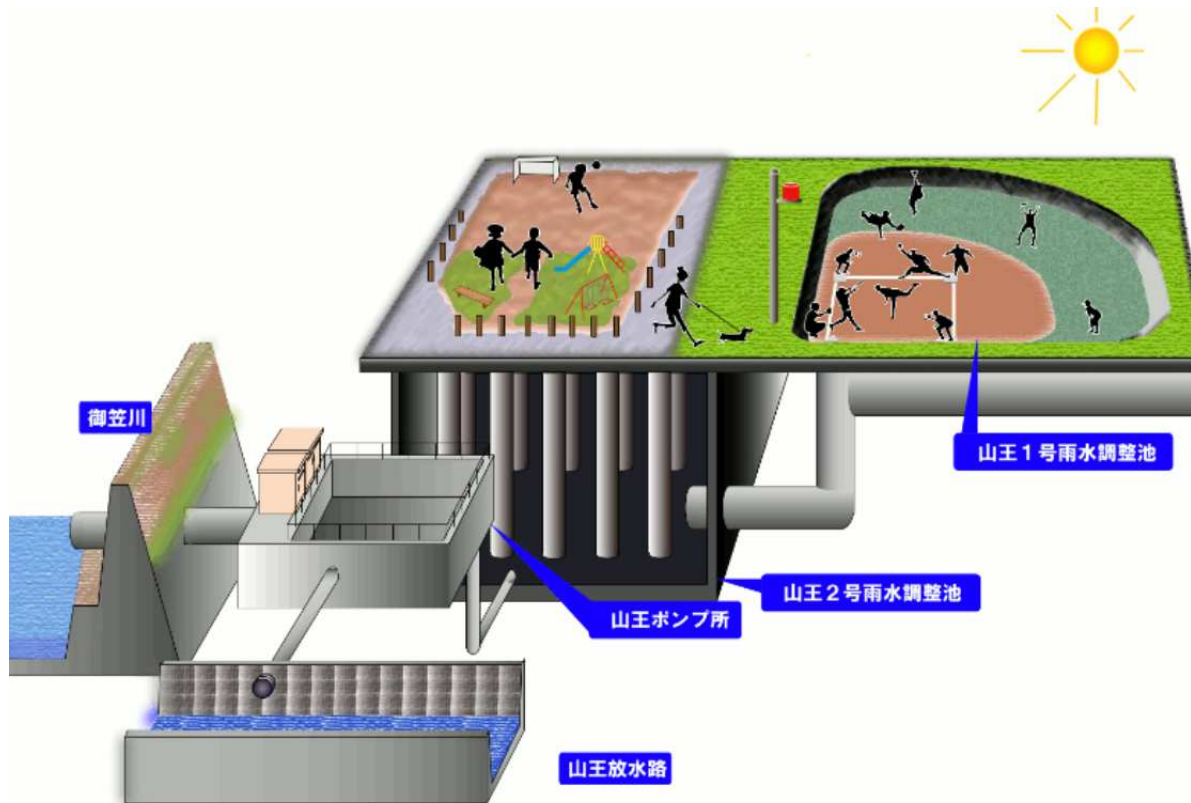
出典：内閣官房水循環政策本部事務局

雨水の流出抑制は、①貯留槽などを設置して雨水を一時的に貯留する方法と、②雨水を地下に分散・浸透させる方法があります。

①貯留槽などを設置して雨水を一時的に貯留する方法

豪雨の際に一時的に雨水を貯留槽等に溜め、下水道や河川への流入のピークを超えてから排水することで、河川の氾濫等を防ぎます。

(例) 公園貯留、校庭貯留、建築物の雨水貯留施設 等

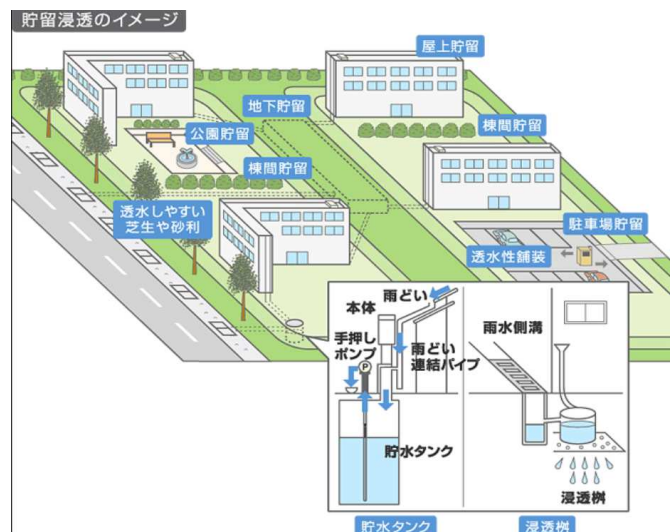


出典：福岡市HP「山王雨水調整池」

②雨水を地下に分散・浸透させる方法

雨水を地下に浸透させることにより、地表から下水道や河川への流入量を減らすことで、河川の氾濫等を防ぎます。

(例) 浸透柵、浸透管、
透水性舗装 等



出典：福岡市HP「敷地面積1,000平方メートル以上の施設における雨水流出抑制のお願い」

3 福岡県の雨水利用の取り組み

本県は、水資源の安定的確保のため、次のような雨水利用の取り組みを行っています。

- (1) 公用または公共用建築物における水の再利用施設設置推進
- (2) 雨水利用推進モニター事業（雨水タンク設置）
- (3) 雨水利用の事例集の発行
- (4) 県内市町村における助成制度

- (1) 公用または公共用建築物における水の再利用施設設置推進

本県では、「福岡県の公用または公共用建築物における水の再利用施設設置推進要綱」を制定し、一定の基準を満たす建築物について新築または全面改築する際の水の再利用施設設置を推進しています。

令和4年3月31日時点の水の再利用施設設置数は50施設です。（教育庁、県警施設含む）

※「水の再利用施設」とは、下水処理によって得られた水を、雑用水として利用する目的で設けた設備などの施設の総称です。



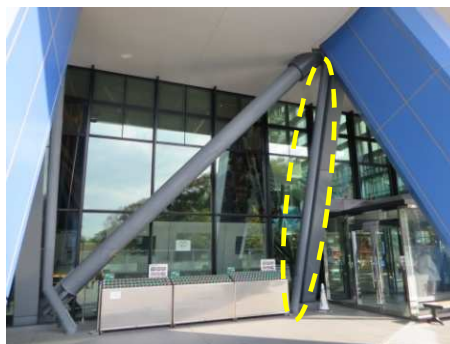
クローバープラザ



(1階に設置しているろ過装置)



九州国立博物館



(屋根で集めた雨水を貯留槽までつなぐ雨どい)

(2) 雨水利用推進モニター事業（雨水タンク設置）

平成18年度から、個人や学校、事業所や市民農園などを対象に雨水タンクを設置し、雨水の有効利用及び節水意識の向上を図る事業を実施しています。

平成26年度からは、「雨水利用推進モニター事業」として、小学校や保育園など、公共性、環境教育への効果が高く、雨水利用の波及効果が期待される施設への設置を引き続き進めています。

令和4年3月31日時点のモニター事業による雨水タンクの設置施設数は下表のとおりです。

個人宅	保育園	小学校	高校・大学	公民館	その他	計
15	18	12	2	7	22	76



市民農園で雨葉ネットを設置した雨水タンクの例

(3) 雨水利用の事例集の発行

令和2年度には、雨水利用の普及促進を目的として、県内における雨水利用の事例集を作成し、県内市町村等へ配付しております。

この事例集は、福岡県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amamizu-jireishu.html>



(4) 県内市町村における助成制度


雨水貯留タンク設置等に対して、助成制度を設けている市があります。

助成対象や金額等、助成内容は市によって異なります。

また、下表の情報は令和5年3月31日時点のものですので、詳しくは各市のホームページをご確認いただくか、担当部局へお問い合わせください。

※令和5年3月31日時点

市	補助割合	タンク容量	助成上限	担当部局
福岡市	購入代金 1/2	100～500L未満	15,000円	道路下水道局管理部 下水道管理課 092-711-4534
		500L以上	30,000円	
筑紫野市	購入代金 1/2		30,000円	環境経済部(公営企業) 上下水道工務課 092-923-1111
久留米市	購入代金 1/2	100L以上	30,000円	都市建設部河川課 0942-30-9075

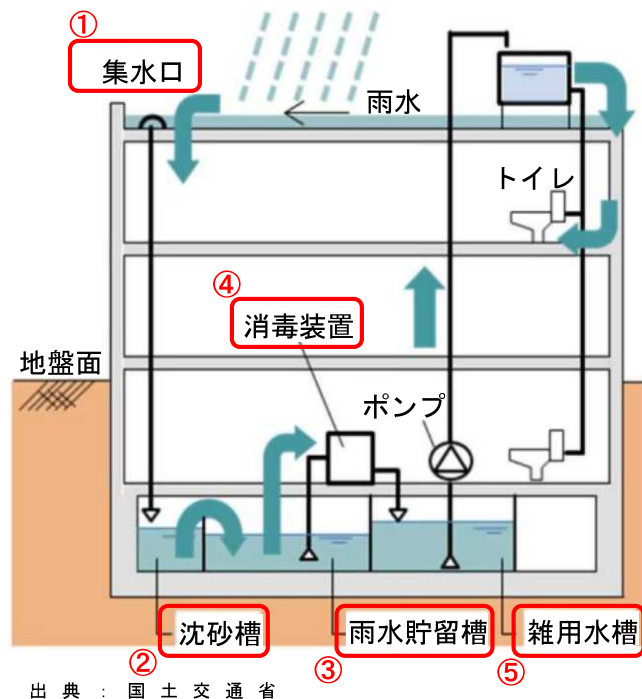


第3章
雨水利用計画の
作成

1 雨水利用（貯留）施設について

雨水利用（貯留）施設とは、屋根に降った雨水を貯留し、水資源（雑用水）として活用するための施設です。

【雨水利用の概念図】



- ①集水口 : 屋上の雨水を集水し、雨水配管に流入させる。（ルーフドレイン）
- ②沈砂槽 : 雨水とともに流入した粗砂を除去するために設置する。
- ③雨水貯留槽 : 流入する雨水を無駄なく用途先へ供給するための貯留を目的とする。
- ④消毒装置 : 処理の最終段階において、雨水利用水を衛生学的に安全な水質にするために設置する。
- ⑤雑用水槽 : 給水をするため、処理された水を一時貯留する。

※上記①～⑤の装置は一例です。雨水利用施設の装置、処理フロー等は水質や設置面積等を総合的に判断し決定する必要があります。詳しくは「雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」を参考としてください。

※雨水利用施設は維持管理が必要となります。こちらも詳しくは「雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説」を参考としてください。

2 雨水利用計画の概要

(1) 雨水利用計画表

雨水利用（貯留）施設導入にあたっては、建築物の規模及びその所在地の降水量等を考慮し、最も効率的な雨水利用が可能となる雨水貯留槽容量や、それに応じた上水代替率を把握することが重要となります。雨水利用計画を作成することで、それらの試算が可能となります。

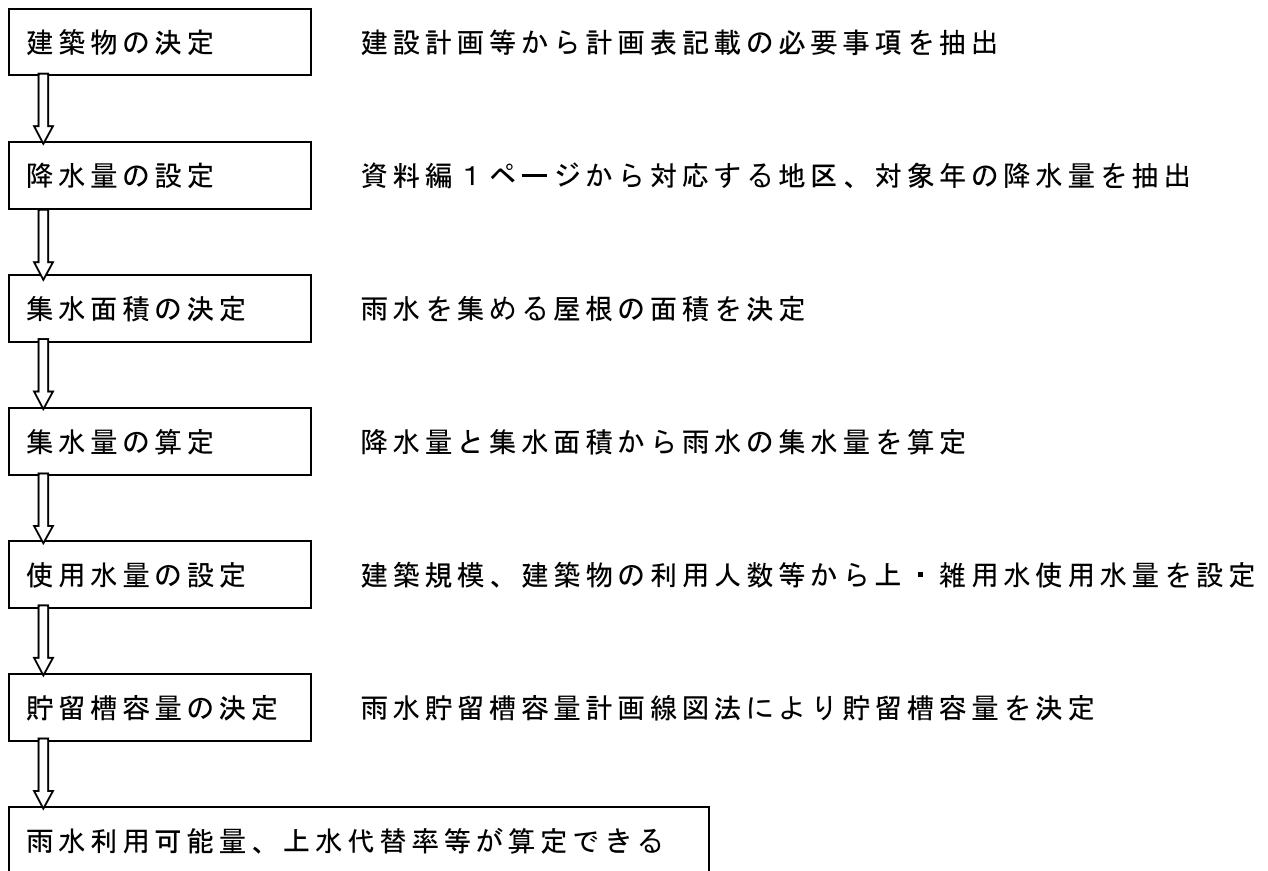
対象の建築物の概要（建築する場所や屋根面積、延床面積、建築物の用途等）が分かれば、雨水利用計画表を作成することができます。

区分		概要等	備考
建築物概要	施設名		
	規模		
	延床面積		
	用途		
	建築地区		
計画対象年			
降水量観測所			
① 年間降水量	mm		
② 集水面積	m ²		
③ 雨水集水量	m ³ /年		
④ 全水使用量	m ³ /日		
〃 (年間)	m ³ /年		
⑤ 雑用水使用量	m ³ /日		
〃 (年間)	m ³ /年		
⑥ 貯留槽容量	m ³		
⑦ 雨水利用可能率	%		
⑧ 雨水利用可能量	m ³ /年		
⑨ 上水代替率	%		
⑩ 雑用水代替率	%		

- ③ 雨水集水量 : ①×②×流出係数(0.9)÷1,000
 ⑦ 雨水利用可能率 : 計画線図から読み取った値
 ⑧ 雨水利用可能量 : ③雨水集水量×⑦雨水利用可能率%
 ⑨ 上水代替率 : ⑧雨水利用可能量÷④全水使用量(m³/年)×100
 ⑩ 雑用水代替率 : ⑧雨水利用可能量÷⑤雑用水使用量(m³/年)×100

(2) 雨水利用計画表作成フロー

雨水利用計画表は、次のフローに従って策定します。



(3) 雨水利用計画表作成により算出されるデータ

① 雨水貯留槽容量

建築物の規模やその所在地における降水量を考慮し、最も効率的な雨水貯留槽容量を算出できます。施設導入に係る規模感やコストの参考となります。

② 雨水利用可能率・量

①で算出した貯留槽容量を設置した際に、どれだけの雨水が利用可能か試算できます。

③ 上水代替率

上水使用量のうち、雨水の使用に替えられる割合です。節水効果の参考となり、水道料金の削減額も試算できます。

また、①の設定によって②、③も容易に算出されるため、貯留槽容量と雨水利用量や上水代替率との相関を容易に算出することができ、費用対効果の検討も可能です。

(4) 雨水利用計画表の適用範囲

大規模建築物、中規模建築物、一般戸建て住宅等です。

(5) 雨水の用途

トイレ洗浄水、散水、消火用水などの雑用水です。飲料水や浴用などには使用できません。

(6) 水質

雨水を利用した雑用水の水質は、利用するうえで不快感、衛生上の問題がなく、かつ設備に影響が生じない水質とします。

3 雨水利用計画の作成

以下のデータや算定方法等に基づき雨水利用計画表を作成します。

(1) 用途の設定・水質

雨水利用の用途は、大規模建築物、中規模建築物、一般戸建て住宅等におけるトイレ洗浄水、散水、消火用水などの雑用水です。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条第1項の特定建築物に該当する場合の水質管理は、同法第4条に定められる建築物環境衛生管理基準に基づくほか、建物規模や雨水の利用用途等に応じて適切に水質管理を行う必要があります。

(参考) 「建築物環境衛生管理基準」から抜粋

	散水、修景、清掃用水	水洗便所用水	措置回数
残留塩素	給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.1(結合残留塩素の場合は、百万分の0.4)以上 ^{注)}		検査:7日以内ごとに1回
pH	5.8~8.6		検査:7日以内ごとに1回
臭気	異常でないこと		検査:7日以内ごとに1回
外観	ほとんど無色透明であること		検査:7日以内ごとに1回
大腸菌	検出されないこと		検査:2月以内ごとに1回
濁度	2度以下	—	検査:2月以内ごとに1回
その他	雑用水の水槽の点検など、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置		随時
	雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知		直ちに
備考	<p>その他、厚生労働大臣が定める「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い維持管理に努めなければならない。</p> <p>注) 供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.2(結合残留塩素の場合は、百万分の1.5)以上とすること。</p>		

(2) 降水量

降水量は雨水利用計画の基本であり、建築箇所または近接する観測地点の平均降水量に最も近い降水量年の日降水量データから、利用可能な降水量を算定します。

本書では、県内の気象庁観測所のうち13観測所を対象として、当該観測所の2002年から2021年までの20年間の平均降水量に最も近い降水量の年を計画策定に使用する基準年（以下「計画基準年」）としました。

降水量の一覧は資料編1ページに掲載しています。

地域	観測所	計画基準年
福岡	福岡	2010年
	前原	2009年
	太宰府	2004年
	宗像	2014年
北九州	八幡	2010年
	行橋	2018年
筑後	久留米	2010年
	柳川	2015年
	大牟田	2010年
	黒木	2010年
	朝倉	2010年
筑豊	飯塚	2011年
	添田	2011年

※施設導入にあたり、さらに詳細の施設の能力や規格決定を行う際には、時間雨量データも必要となります。

時間雨量データについては、気象庁ホームページをご覧ください。

(3) 雨水集水量の算定

① 雨水の集水場所

雨水の集水場所は、できるだけ汚染されていない雨水を集水するため、原則的に屋根面とします。壁面からの集水は、屋根と比べて少量となるので対象としません。

② 集水面積

集水面積は、投影水平屋根面積とします。

③ 流出係数

流出係数とは、浸透・蒸発せずに排水される雨水の比率のことです。

屋根の流出係数は、0.85～0.95とされており、採用する係数は0.90とします。

④ 雨水の集水量

利用可能な雨水集水量は、年間降水量と雨水の流出係数から次のとおり算定します。

雨水集水量 [m³] = 集水面積 [m²] × 降水量 [mm] × 流出係数 ÷ 1000

(4) 使用水量の設定

雨水利用における使用水量は、雨水利用施設を設ける建築物の規模、利用人数、用途によって異なることから、建築物の使用計画等から雑用水としての使用量は決定されません。

標準的な事務所ビル、一般住宅における用途別使用水量は、次のとおりです。

(雨水利用計画表作成の過程で使用します。)

事務所ビルの用途別使用水量

(m³/日)

建物規模(延床)		6000m ²	15,000m ²	30,000m ²
用途	トイレ洗浄水	9.8 ± 2.0	24.5 ± 5.1	49.0 ± 10.2
	手洗・洗面	1.7	4.3	8.6
	湯沸かし	3.0 ± 1.0	7.5 ± 2.5	15.0 ± 5.0
	厨房	10.0 ± 4.0	24.9 ± 10.0	49.8 ± 19.9
	掃除	0.5 ± 0.2	1.2 ± 0.6	2.4 ± 1.2
	厚生	0.7 ± 0.2	1.8 ± 0.5	3.6 ± 1.0
	合計	25.7	64.2	128.4

一般住宅の用途別使用水量の割合 (215L/人・日として)

用途	割合(%)	使用水量(L)
炊事	18.3	39.3
入浴	41.7	89.7
手洗・洗面	5	10.8
洗濯	13.3	28.6
トイレ	14.3	30.7
掃除	5	10.8
洗車・散水	2.4	5.1
合計	100.0	215.0

…雨水利用計画表の作成に使用します。

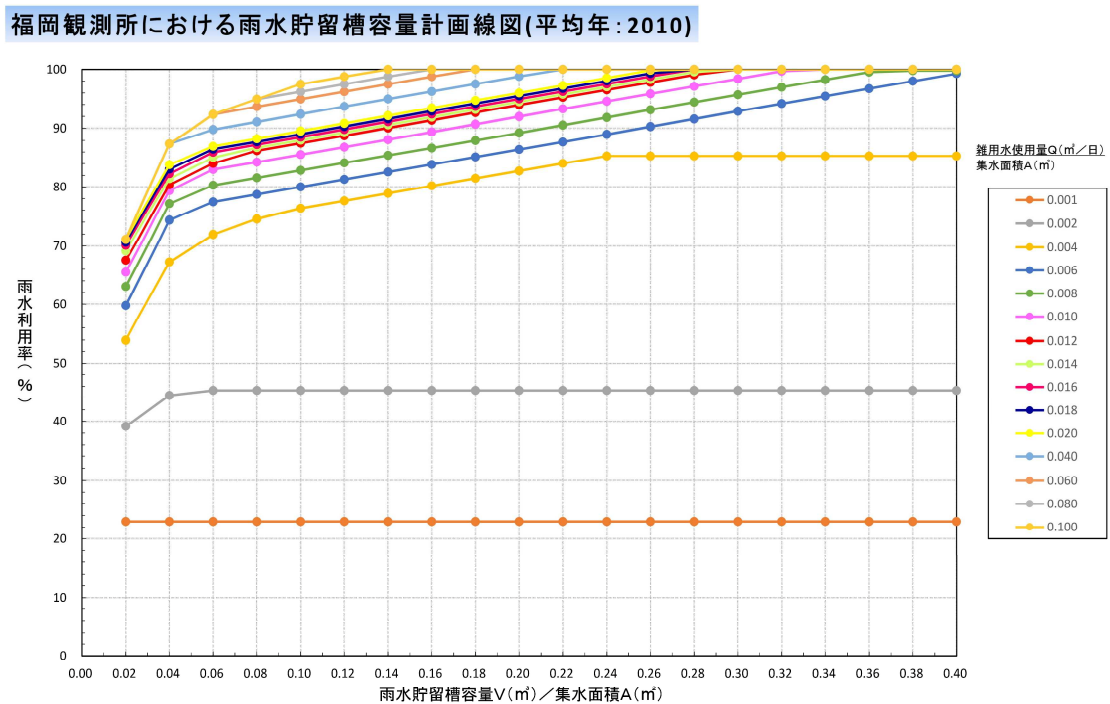
(5) 貯留槽容量の決定

雨水貯留槽容量の決定にあたっては、「雨水貯留槽容量計画線図」を使用します。

① 雨水貯留槽容量計画線図

雨水貯留槽容量計画線図は、雨水貯留槽への流れ込み（雨水の集水と上水の補給）と流出（雑用水としての使用と満水時のオーバーフロー）を日単位で計算し、1年間の雨水利用量から利用率を算定し、作成します。例として、福岡観測所における計画基準年（2010年）について作成した雨水貯留槽容量計画線図を下に掲載しています。

全地区の計画線図は資料編5 ページ以降に掲載しています。



②計画線図の使い方は次のとおりです。

- ・ 建築物の屋根の面積（集水面積（ A ））と使用する雑用水使用量（ Q ）を決定します。
- ・ 最も近い降水量観測所の雨水貯留槽容量計画線図を選択します。
- ・ 雑用水使用量（ Q ）／集水面積（ A ）比（曲線）と目標とする雨水利用率（縦軸）の交点を求めます。雨水利用率（縦軸）が定率（グラフが水平）になっている場合は、水平部分の横軸の最小値を採用します。
- ・ 横軸の読み値である雨水貯留槽容量（ V ）／集水面積（ A ）の比から、雨水貯留槽容量（ V ）を算定します。（雨水貯留槽容量（ V ）が決定します。）
- ・ 雨水利用計画表に諸元等を記入していけば、雨水利用計画が策定できます。

ただし、集水面積に対する雨水使用量の割合が小さい場合に、雨水利用率が50%未満で低率となることもあります。この場合には、貯留槽の容量が小規模になるよう決定します。

4 雨水利用計画の作成例

雨水利用計画は、集水面積（A）、雑用水使用量（Q）を決定すれば、雨水貯留槽容量計画線図を利用し、雨水貯留槽容量（V）が算出できます。

建物規模が異なる3施設を対象に、所在地を福岡市と仮定して雨水利用計画例を作成すると次のとおりです。

（13地区別で試算した結果を、参考資料編 P.2 ～ P.4 に掲載しています。）

（1）大規模建築物

①建築物規模・建築概要から全水使用量や雑用水使用量を決定します。

建築物	大規模施設	事務所
	延床面積	15,000 m ²
	所在地	福岡市
	集水面積（A）	3,000 m ²
	全水使用量	約64 m ³ ／日
	雑用水使用量（Q）	約25 m ³ ／日（トイレを想定）

※全水使用量及び雑用水使用量はP. 18を参考にしています。

②最も近い降水量観測所の雨水貯留槽容量計画線図を選択します。

③雑用水使用量（Q）／集水面積（A）（曲線）と目標とする雨水利用可能率（縦軸）の交点を求めます。今回は、目標とする雨水利用可能率を80%とします。

雑用水使用量（Q）／集水面積（A）比 0.008（=24／3,000）の曲線と雨水利用可能率縦軸 80% 線の交点の横軸の読み値が0.06となります。

④横軸の値（雨水貯留槽容量（V）／集水面積（A））から、雨水貯留槽容量（V）を算定します。

雨水貯留槽容量（V）／集水面積（A）= 0.06から、

雨水貯留槽容量（V）= 180（=0.06×3,000）m³

⑤以上の結果を雨水利用計画表に記入すると、上水代替率等が計算できます。

(大規模施設) 雨水利用計画表

区分		概要等	備考
建築物概要	施設名	〇〇ビル	
	規模	大規模	
	延床面積	15,000m ²	
	用途	事務所	
	建築地区	福岡	
計画対象年		2010年	
降水量観測所		福岡管区気象台	
① 年間降水量	mm	1,729	
② 集水面積	m ²	3,000	
③ 雨水集水量	m ³ /年	4,668	①1,729 × ②3,000 × 0.9 / 1,000
④ 全水使用量	m ³ /日	64	P.18から
〃 (年間)	m ³ /年	23,360	④64 × 365
⑤ 雑用水使用量	m ³ /日	25	P.18から
〃 (年間)	m ³ /年	9,125	⑤25 × 365
⑥ 貯留槽容量	m ³	180	計画線図から算出
⑦ 雨水利用可能率	%	80	目標とする率
⑧ 雨水利用可能量	m ³ /年	3,735	③4,668 × ⑦80%
⑨ 上水代替率	%	15.9	⑧3,735 / ④23,360 (m ³ /年) × 100
⑩ 雑用水代替率	%	41.8	⑧3,735 / ⑤9,125 (m ³ /年) × 100

- ③ 雨水集水量 : ① × ② × 流出係数(0.9) / 1,000
 ⑦ 雨水利用可能率 : 計画線図から読み取った値
 ⑧ 雨水利用可能量 : ③雨水集水量 × ⑦雨水利用可能率%
 ⑨ 上水代替率 : ⑧雨水利用可能量 / ④全水使用量(m³/年) × 100
 ⑩ 雑用水代替率 : ⑧雨水利用可能量 / ⑤雑用水使用量(m³/年) × 100

この事務所ビル(大規模施設)では、年間で雑用水として雨水 3,735 m³を利用できる計算になります。すなわち、水道用水 3,735 m³を節水することになります。

もしくは、既に福岡市雑用水道から雑用水の給水を受けている場合には、雑用水道料金の節約に貢献することになります。

(2) 中規模建築物

① 建築物規模・建築概要から全水使用量や雑用水使用量を決定します。

建築物	中規模施設	事務所
	延床面積	6,000 m ²
	所在地	福岡市
	集水面積 (A)	1,000 m ²
	全水使用量	約26 m ³ /日
	雑用水使用量 (Q)	約10 m ³ /日 (トイレを想定)

※全水使用量及び雑用水使用量はP.18を参考にしています。

②最も近い降水量観測所の雨水貯留槽容量計画線図を選択します。

③雑用水使用量 (Q) / 集水面積 (A) (曲線) と目標とする雨水利用可能率 (縦軸) の交点を求めます。今回は、目標とする雨水利用可能率を80%とします。

雑用水使用量 (Q) / 集水面積 (A) の比 0.010 (= 10 / 1,000) の曲線と雨水利用可能率縦軸 80% 線の交点の横軸の値が0.04となります。

④横軸の値 (雨水貯留槽容量 (V) / 集水面積 (A)) から、雨水貯留槽容量 (V) を算定します。

雨水貯留槽容量 (V) / 集水面積 (A) = 0.04 から、

雨水貯留槽容量 (V) = 40 (= 0.04 × 1,000) m³

⑤以上の結果を雨水利用計画表に記入すると、上水代替率等が計算できます。

(中規模施設) 雨水利用計画表

区分		概要等	備考
建築物概要	施設名	〇〇ビル	
	規模	中規模	
	延床面積	6,000m ²	
	用途	事務所	
	建築地区	福岡	
計画対象年		2010年	
降水量観測所		福岡管区気象台	
① 年間降水量	mm	1,729	
② 集水面積	m ²	1,000	
③ 雨水集水量	m ³ /年	1,556	①1,729 × ②1,000 × 0.9 / 1,000
④ 全水使用量	m ³ /日	26	P.18から
〃 (年間)	m ³ /年	9,490	④26 × 365
⑤ 雑用水使用量	m ³ /日	10	P.18から
〃 (年間)	m ³ /年	3,650	⑤10 × 365
⑥ 貯留槽容量	m ³	40	計画線図から算出
⑦ 雨水利用可能率	%	80	目標とする率
⑧ 雨水利用可能量	m ³ /年	1,245	③1,556 × ⑦80%
⑨ 上水代替率	%	13.3	⑧1,245 / ④9,490 (m ³ /年) × 100
⑩ 雑用水代替率	%	34.8	⑧1,245 / ⑤3,650 (m ³ /年) × 100

- ③ 雨水集水量 : ① × ② × 流出係数(0.9) / 1,000
 ⑦ 雨水利用可能率 : 計画線図から読み取った値
 ⑧ 雨水利用可能量 : ③雨水集水量 × ⑦雨水利用可能率%
 ⑨ 上水代替率 : ⑧雨水利用可能量 / ④全水使用量(m³/年) × 100
 ⑩ 雑用水代替率 : ⑧雨水利用可能量 / ⑤雑用水使用量(m³/年) × 100

この事務所ビル(中規模施設)では、年間で雑用水として雨水 1,245 m³を利用できる計算になります。すなわち、水道用水 1,245 m³を節水することになります。

もしくは、既に福岡市雑用水道から雑用水の給水を受けている場合には、雑用水道料金の節約に貢献することになります。

(3) 一般戸建て住宅等

①建築物規模・建築概要から全水使用量や雑用水使用量を決定します。

建築物	小規模施設	住宅
	居住人数	3人
	延床面積	120 m ²
	所在地	福岡市
	集水面積 (A)	50 m ²
	全水使用量	645L / 日 (215L × 3人)
	雑用水使用量 (Q)	140L / 日 (トイレ・掃除・洗車・散水を想定)
		※ (30.7 + 10.8 + 5.1) L × 3人

②最も近い降水量観測所の雨水貯留槽容量計画線図を選択します。

③雑用水使用量 (Q) / 集水面積 (A) (曲線) と目標とする雨水利用可能率 (縦軸) の交点を求めます。

雑用水使用量 (Q) / 集水面積 (A) の比 0.002 (= 0.14 / 50) 曲線は、ほとんどが水平となっているため、グラフの水平部分の横軸の値の最小値0.06をとります。この場合の雨水利用可能率は45%となります。

④横軸の値 (雨水貯留槽容量 (V) / 集水面積 (A)) から、雨水貯留槽容量 (V) を算定します。

雨水貯留槽容量 (V) / 集水面積 (A) = 0.06 から、

$$\text{雨水貯留槽容量 (V)} = 3 \quad (= 0.06 \times 50) \text{ m}^3$$

なお、横軸の値0.06から曲線が水平となっており、採用した雑用水使用量 (Q) に対しては一定の雨水貯留槽容量 (V) (ここでは3 m³) で雨水利用可能率が一定となることから、これ以上貯留槽容量を大きくしても無効となることを示しています。

⑤以上の結果を雨水利用計画表に記入すると、上水代替率等が計算できます。

(一般戸建て住宅等) 雨水利用計画表

区分		概要等	備考
建築物概要	施設名	一般戸建て住宅	
	規模	小規模	
	延床面積	120㎡	
	用途	住居	
	建築地区	福岡	
計画対象年		2010年	
降水量観測所		福岡管区気象台	
① 年間降水量	mm	1,729	
② 集水面積	㎡	50	
③ 雨水集水量	㎥/年	78	①1,729 × ②50 × 0.9 / 1,000
④ 全水使用量	㎥/日	0.65	P.18から
〃 (年間)	㎥/年	237	④0.65 × 365
⑤ 雑用水使用量	㎥/日	0.14	P.18から
〃 (年間)	㎥/年	51	⑤0.14 × 365
⑥ 貯留槽容量	㎥	3	計画線図から算出
⑦ 雨水利用可能率	%	45	計画線図から読み取った値
⑧ 雨水利用可能量	㎥/年	35	③78 × ⑦45%
⑨ 上水代替率	%	14.8	⑧35 / ④237 (㎥/年) × 100
⑩ 雑用水代替率	%	68.5	⑧35 / ⑤51 (㎥/年) × 100

- ③ 雨水集水量 : ① × ② × 流出係数(0.9) / 1,000
 ⑦ 雨水利用可能率 : 計画線図から読み取った値
 ⑧ 雨水利用可能量 : ③雨水集水量 × ⑦雨水利用可能率%
 ⑨ 上水代替率 : ⑧雨水利用可能量 / ④全水使用量(㎥/年) × 100
 ⑩ 雑用水代替率 : ⑧雨水利用可能量 / ⑤雑用水使用量(㎥/年) × 100

以上の結果から、福岡市内の一般戸建て住宅等では、1年間に雑用水として雨水35㎥を利用できる計算になります。すなわち、水道用水35㎥を節水・節約することになります。

資 料 編

福岡県内主要観測所における年降水量一覧表

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計	平均値
1 福岡	1,372	1,601	1,742	1,020	2,018	1,195	1,781	1,692	1,729	1,849	1,769	1,802	1,766	1,888	2,421	1,319	1,617	1,609	2,213	1,979	34,356	1,718
2 前原	1,359	1,598	1,831	1,257	2,104	1,225	1,659	1,712	1,897	1,660	1,744	1,781	1,764	1,811	2,267	1,430	1,517	1,635	2,182	1,889	34,317	1,716
3 太宰府	1,378	1,975	1,920	1,186	2,274	1,473	1,780	1,952	2,103	1,798	2,072	2,092	1,986	1,978	2,702	1,453	1,982	1,890	2,247	2,306	38,544	1,927
4 宗像	1,223	1,890	1,741	1,211	2,048	1,436	1,546	1,600	1,936	1,909	1,817	1,800	1,660	1,743	2,152	1,352	1,644	1,456	1,991	1,768	33,918	1,696
5 八幡	1,407	2,053	2,019	1,273	2,204	1,372	1,592	1,605	1,704	1,804	1,653	1,839	1,826	1,656	1,982	1,416	1,495	1,584	1,966	1,898	34,345	1,717
6 行橋	1,464	1,969	2,113	1,128	2,330	1,170	1,803	1,722	2,082	1,877	1,930	1,892	1,848	1,842	2,180	1,741	1,815	1,487	2,067	1,833	36,289	1,814
7 久留米	1,553	1,832	1,859	1,282	2,147	1,641	1,876	1,809	1,993	2,089	2,364	2,046	1,856	2,063	2,452	1,679	1,900	2,154	2,779	2,397	39,768	1,988
8 柳川	1,406	1,714	1,740	1,219	1,748	1,429	1,551	1,746	2,022	1,860	2,004	1,632	1,615	1,754	2,281	1,543	1,676	1,730	2,561	2,143	35,370	1,769
9 大牟田	1,394	1,832	1,591	1,504	2,243	1,531	1,897	1,791	1,926	2,148	2,074	1,870	1,798	2,449	2,411	1,639	1,906	1,752	2,955	2,336	39,044	1,952
10 黒木	1,475	2,160	2,155	1,389	2,238	1,763	2,162	1,991	2,102	2,249	2,533	1,940	1,712	2,150	2,587	1,700	2,010	1,994	2,837	2,490	41,634	2,082
11 朝倉	1,660	1,984	2,007	1,265	2,499	1,551	1,751	1,919	2,004	2,176	2,269	1,981	1,795	2,095	2,584	2,012	1,790	1,897	2,746	2,117	40,078	2,004
12 飯塚	1,408	1,949	1,879	1,262	2,317	1,176	1,853	1,920	2,002	1,858	1,852	2,003	1,933	1,940	2,520	1,562	1,794	1,629	2,059	2,204	37,116	1,856
13 添田	1,543	1,942	2,508	1,536	2,605	1,504	2,153	1,885	2,057	2,002	2,071	1,981	1,686	2,020	2,435	1,660	2,088	1,804	2,477	2,192	40,146	2,007
合計	18,641	24,499	25,104	16,532	28,775	18,466	23,401	23,341	25,554	25,276	26,148	24,656	23,243	25,367	30,950	20,501	23,230	22,618	31,078	27,548	484,924	24,246
平均値	1,434	1,885	1,931	1,272	2,213	1,420	1,800	1,795	1,966	1,944	2,011	1,897	1,788	1,951	2,381	1,577	1,787	1,740	2,391	2,119	37,302	1,865

は、過去20年間の平均値に最も近い年の降水量を示し、この年の降雨パターンで雨水貯留槽容量計画線図を作成しています。

大規模施設における福岡県内各観測所の雨水利用可能量(地域別計画表作成例)

※雨水利用可能率を80%とした場合

	福岡 2010年	前原 2009年	太宰府 2004年	宗像 2014年	八幡 2010年	行橋 2018年	久留米 2010年	柳川 2015年	大牟田 2010年	黒木 2010年	朝倉 2010年	飯塚 2011年	添田 2011年
① 年間降水量 (mm)	1,729	1,712	1,920	1,660	1,704	1,815	1,993	1,754	1,926	2,102	2,004	1,858	2,002
② 集水面積 (㎡)	3,000												
③ 雨水集水量 (㎡/年)	4,668	4,622	5,184	4,482	4,601	4,901	5,381	4,736	5,200	5,675	5,411	5,017	5,405
④ 全水使用量 (㎡/日)	64												
④ 全水使用量 (㎡/年)	23,360												
⑤ 雑水使用量 (㎡/日)	24												
⑤ 雑水使用量 (㎡/年)	8,760												
⑥ 貯留槽容量 (㎡)	180	330	160	180	160	100	250	100	220	270	450	240	240
⑦ 雨水利用可能率 (%)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
⑧ 雨水利用可能量 (㎡/年)	3,735	3,698	4,147	3,586	3,681	3,920	4,305	3,789	4,160	4,540	4,329	4,013	4,324
⑨ 上水代替率 (%)	16.0	15.8	17.8	15.3	15.8	16.8	18.4	16.2	17.8	19.4	18.5	17.2	18.5
⑩ 雑水代替率 (%)	42.6	42.2	47.3	40.9	42.0	44.8	49.1	43.2	47.5	51.8	49.4	45.8	49.4

③ 雨水集水量 (㎡/年) : ① × ② × 流出係数(=0.9) / 1,000

⑦ 雨水利用可能率 (%) : 目標とする率

⑧ 雨水利用可能量 (㎡/年) : ③ × ⑦ %

⑨ 上水代替率 (%) : ⑧ / ④ (㎡/年) × 100

⑩ 雑水代替率 (%) : ⑧ / ⑤ (㎡/年) × 100

中規模施設における福岡県内各観測所の雨水利用可能量(地域別計画表作成)

※雨水利用可能率を80%とした場合

	福岡 2010年	前原 2009年	太宰府 2004年	宗像 2014年	八幡 2010年	行橋 2018年	久留米 2010年	柳川 2015年	大牟田 2010年	黒木 2010年	朝倉 2010年	飯塚 2011年	添田 2011年
① 年間降水量 (mm)	1,729	1,712	1,920	1,660	1,704	1,815	1,993	1,754	1,926	2,102	2,004	1,858	2,002
② 集水面積 (㎡)	1,000												
③ 雨水集水量 (㎡/年)	1,556	1,541	1,728	1,494	1,534	1,634	1,794	1,579	1,733	1,892	1,804	1,672	1,802
④ 全水使用量 (㎡/日)	26												
⑤ 雑用水使用量 (㎡/年)	9,490												
⑥ 貯留槽容量 (㎡)	10												
⑦ 雨水利用可能率 (%)	3,650												
⑧ 雨水利用可能量 (㎡/年)	40	100	50	50	50	30	70	30	60	70	120	60	60
⑨ 上水代替率 (%)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
⑩ 雑用水代替率 (%)	1,245	1,233	1,382	1,195	1,227	1,307	1,435	1,263	1,387	1,513	1,443	1,338	1,441
	13.1	13.0	14.6	12.6	12.9	13.8	15.1	13.3	14.6	15.9	15.2	14.1	15.2
	34.1	33.8	37.9	32.7	33.6	35.8	39.3	34.6	38.0	41.5	39.5	36.7	39.5

③ 雨水集水量 (㎡/年) : ① × ② × 流出係数(=0.9) / 1,000

⑦ 雨水利用可能率 (%) : 目標とする率

⑧ 雨水利用可能量 (㎡/年) : ③ × ⑦ %

⑨ 上水代替率 (%) : ⑧ / ④ (㎡/年) × 100

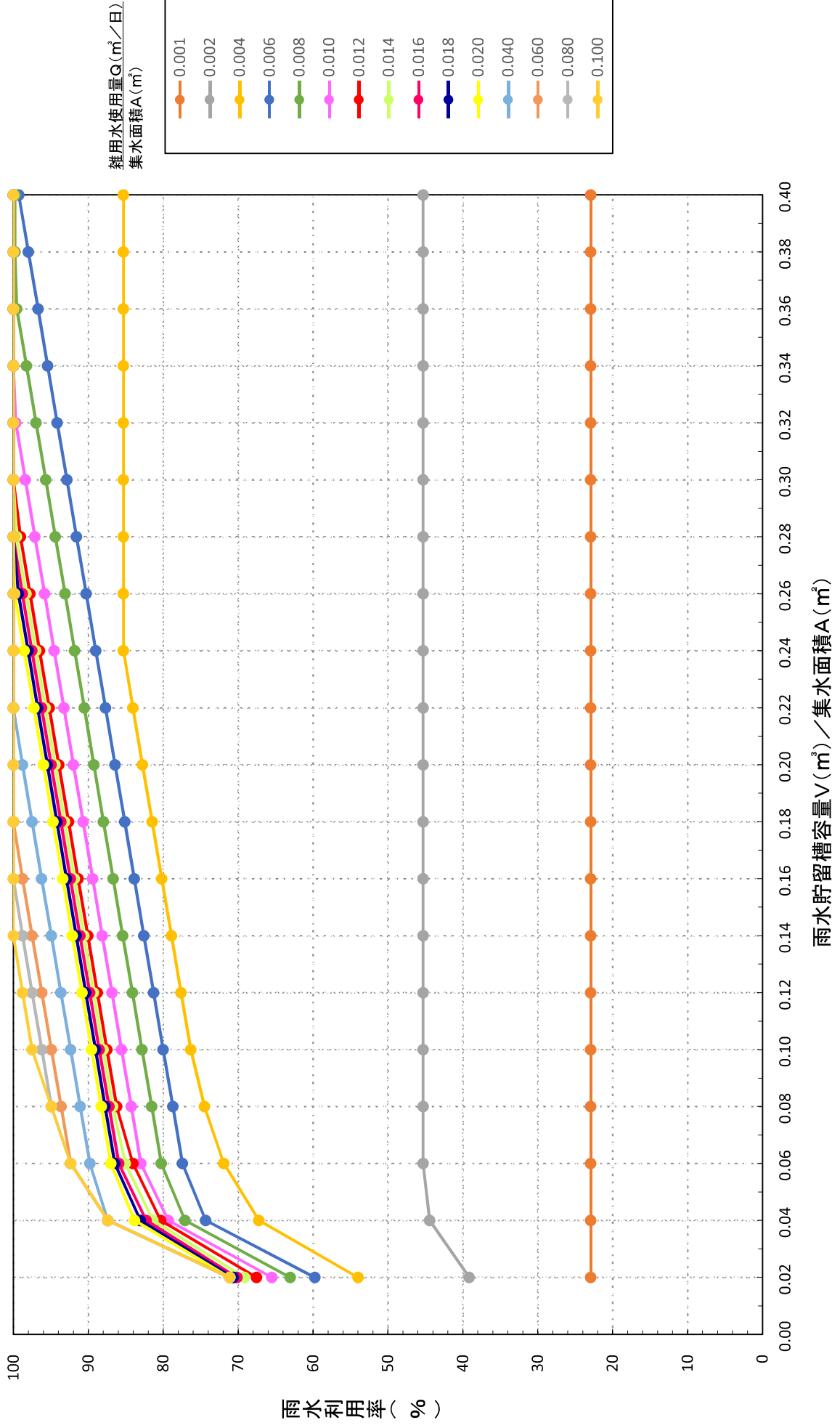
⑩ 雑用水代替率 (%) : ⑧ / ⑤ (㎡/年) × 100

一般戸建て住宅における福岡県内各観測所の雨水利用可能量(地域別計画表作成)

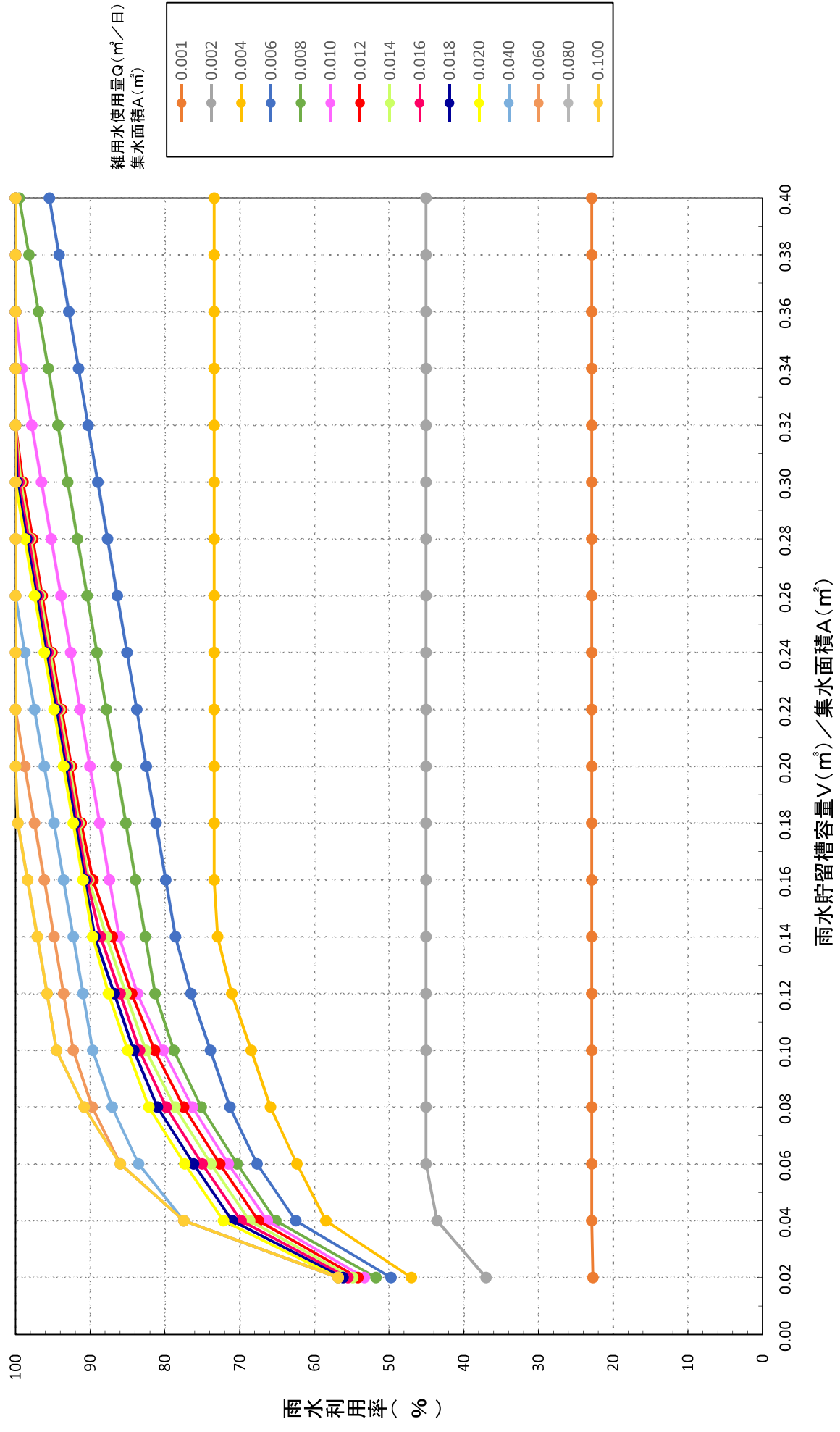
	福岡 2010年	前原 2009年	太宰府 2004年	宗像 2014年	八幡 2010年	行橋 2018年	久留米 2010年	柳川 2015年	大牟田 2010年	黒木 2010年	朝倉 2010年	飯塚 2011年	添田 2011年
① 年間降水量 (mm)	1,729	1,712	1,920	1,660	1,704	1,815	1,993	1,754	1,926	2,102	2,004	1,858	2,002
② 集水面積 (㎡)	50												
③ 雨水集水量 (㎡/年)	78	77	86	75	77	82	90	79	87	95	90	84	90
④ 全水使用量 (㎡/日)	0.65												
④ 全水使用量 (㎡/年)	237												
⑤ 雑水使用量 (㎡/日)	0.14												
⑤ 雑水使用量 (㎡/年)	51												
⑥ 貯留槽容量 (㎡)	3	3	2	2	3	3	3	3	3	2	2	3	2
⑦ 雨水利用可能率 (%)	45.0	45.0	39.0	48.0	46.0	45.0	39.0	44.0	40.0	37.0	39.0	41.0	39.0
⑧ 雨水利用可能量 (㎡/年)	35	35	34	36	35	37	35	35	35	35	35	34	35
⑨ 上水代替率 (%)	14.8	14.6	14.2	15.1	14.9	15.5	14.7	14.6	14.6	14.8	14.8	14.4	14.8
⑩ 雑水代替率 (%)	68.5	67.8	65.9	70.2	69.0	71.9	68.4	68.0	67.8	68.5	68.8	67.1	68.8

- ③ 雨水集水量 (㎡/年) : ① × ② × 流出係数(=0.9) / 1,000
 ⑦ 雨水利用可能率 (%) : 雨水貯留槽容量計画線図より読み取った値
 ⑧ 雨水利用可能量 (㎡/年) : ③ × ⑦ %
 ⑨ 上水代替率 (%) : ⑧ / ④ (㎡/年) × 100
 ⑩ 雑水代替率 (%) : ⑧ / ⑤ (㎡/年) × 100

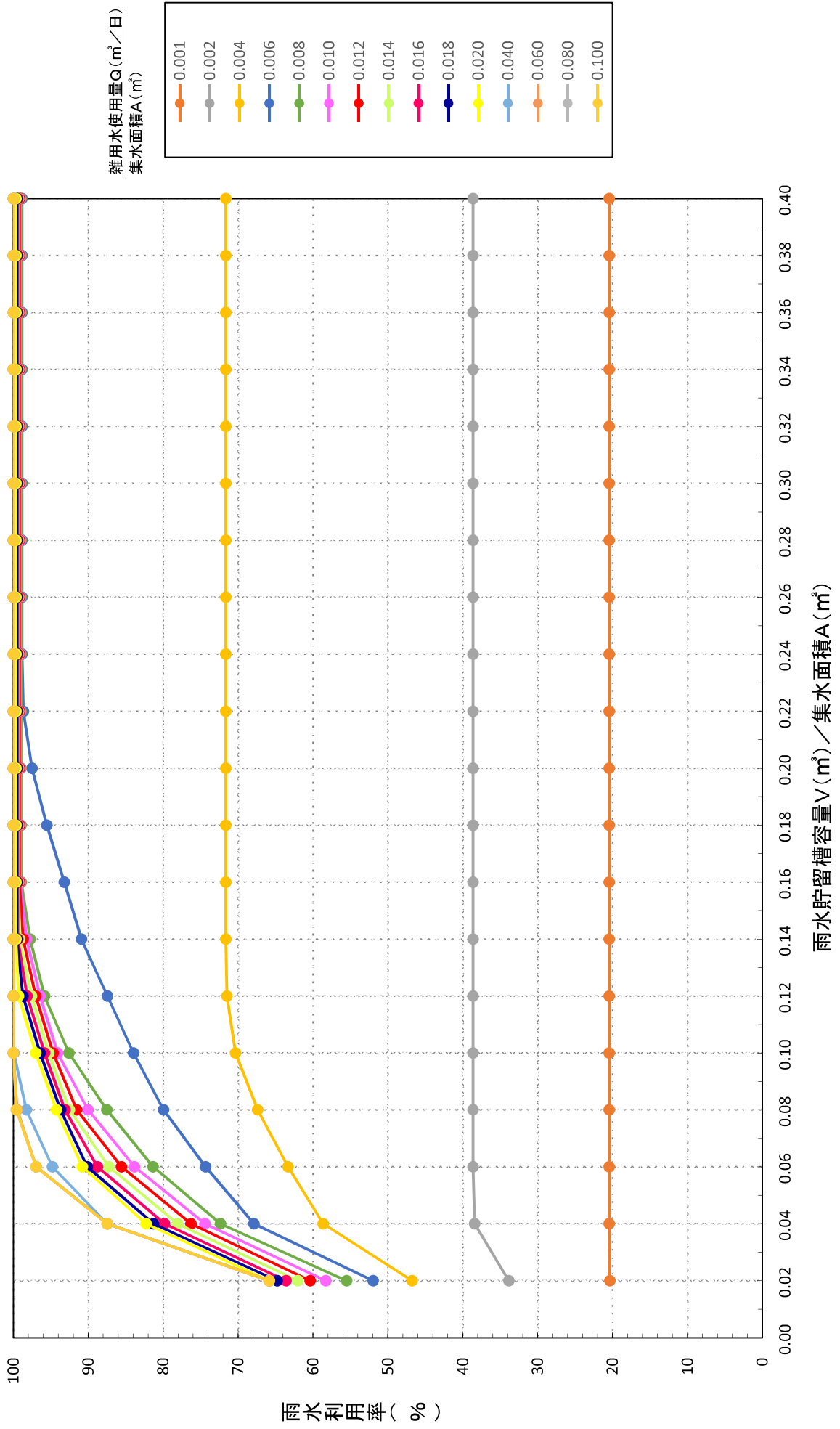
福岡観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2010)



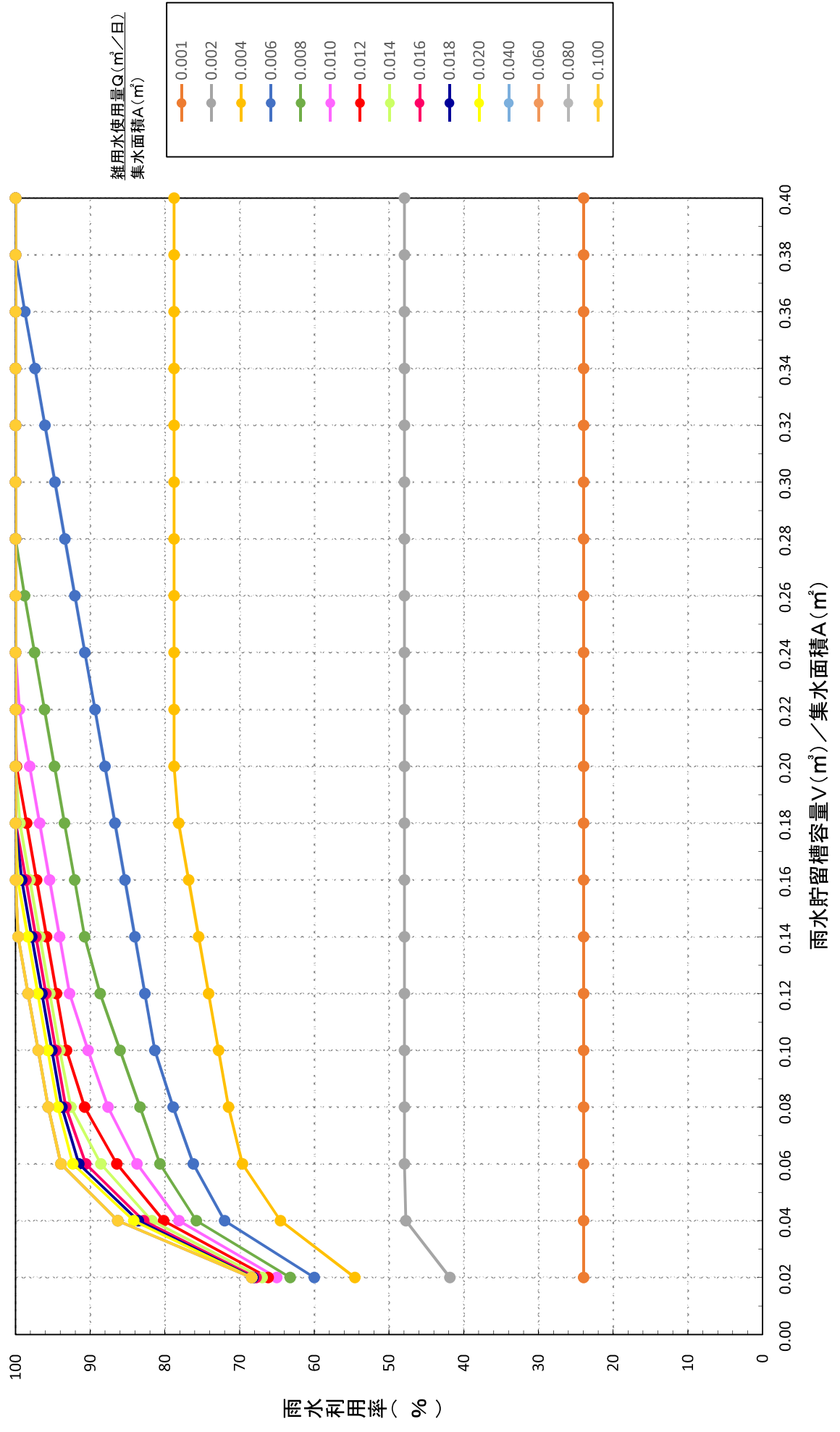
前原観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2009)



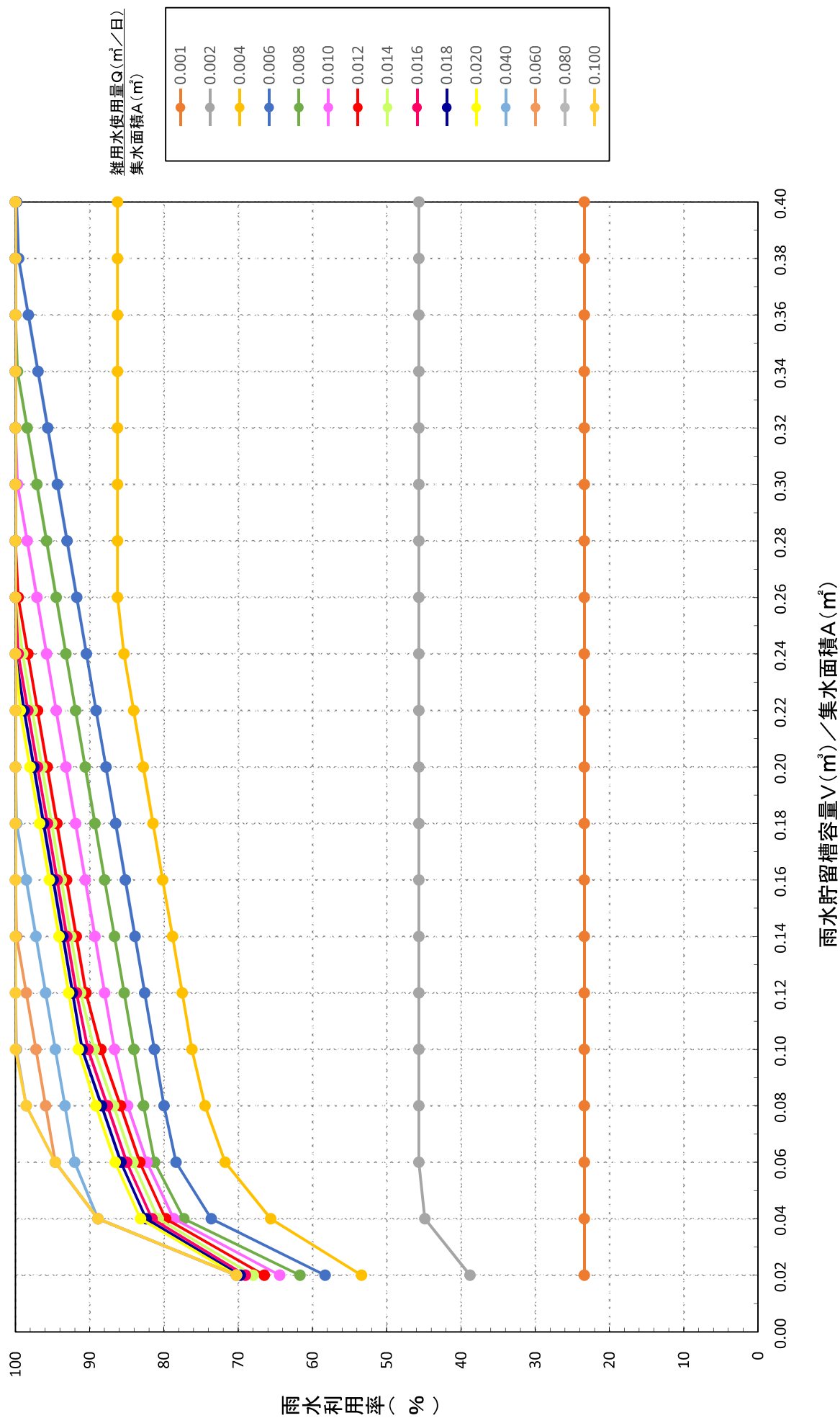
太宰府観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2004)



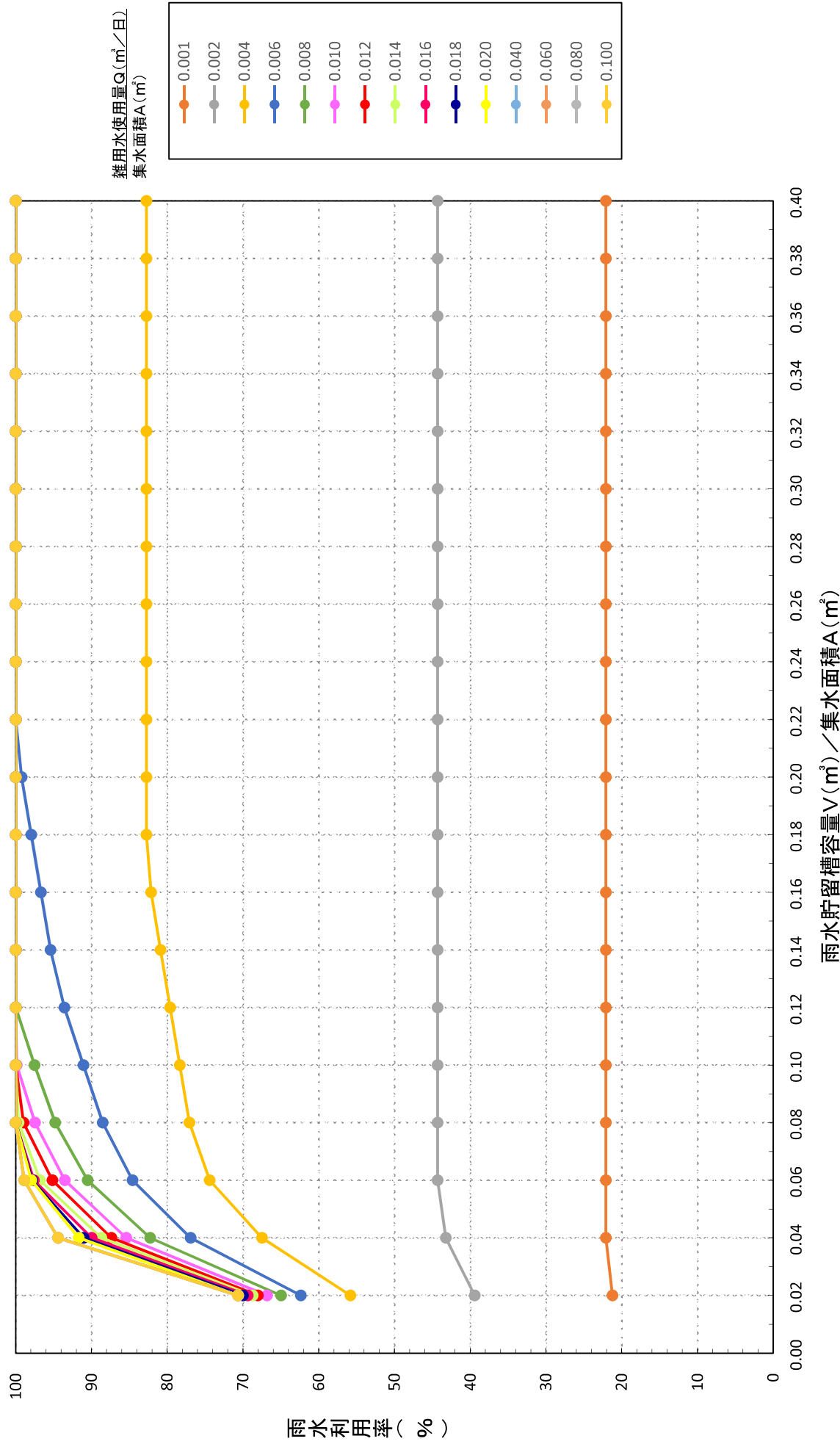
宗像観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2014)



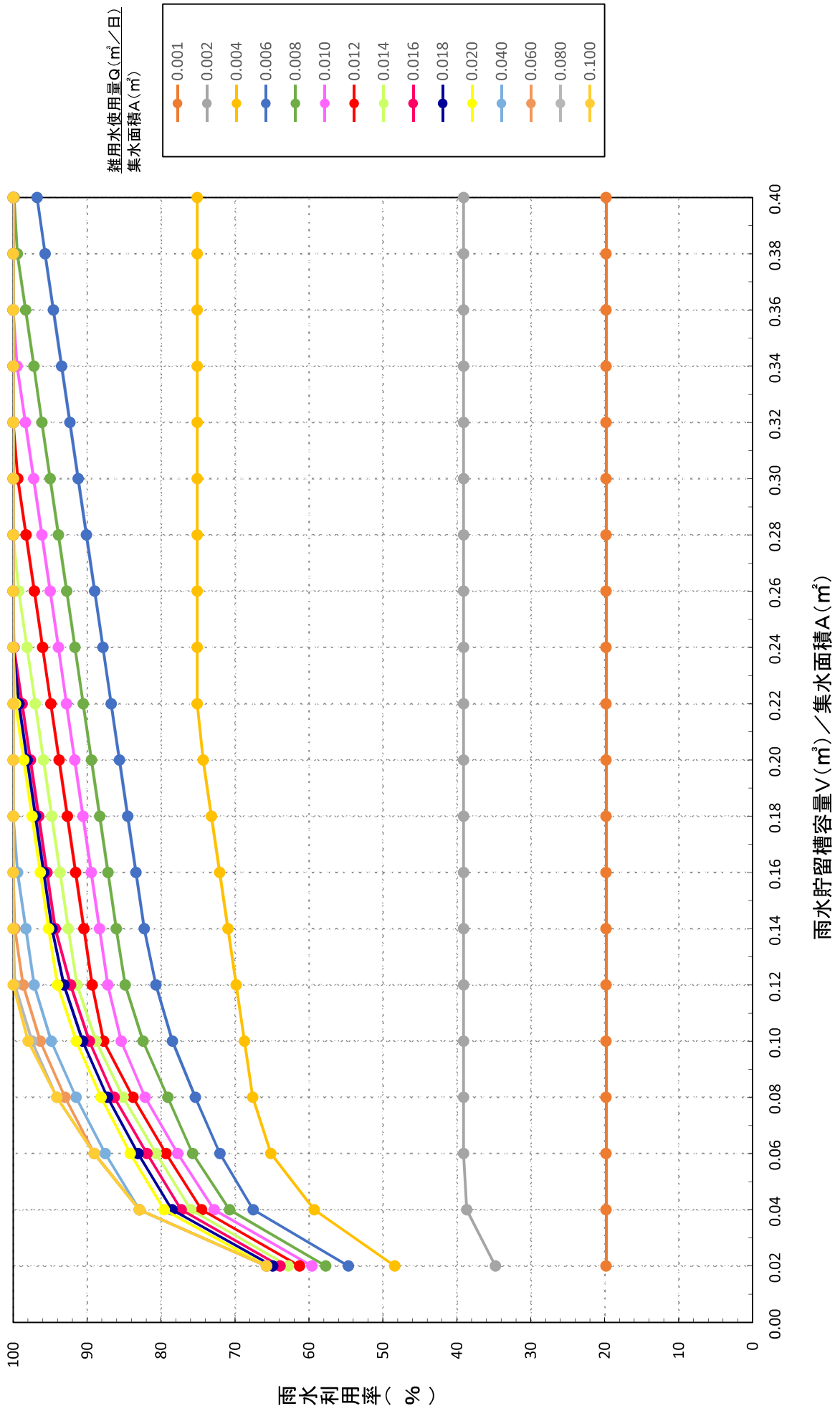
八幡観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2010)



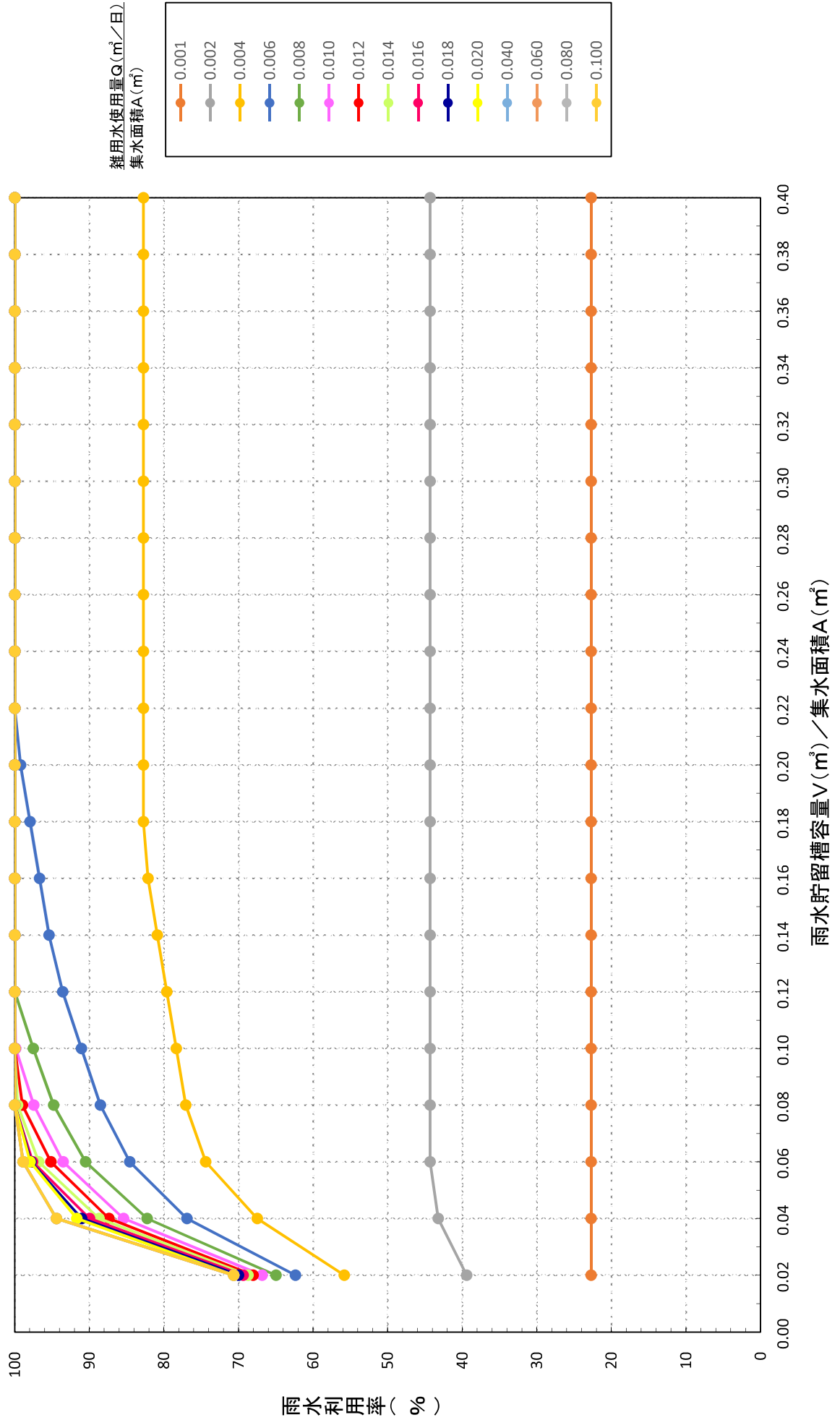
行橋観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2018)



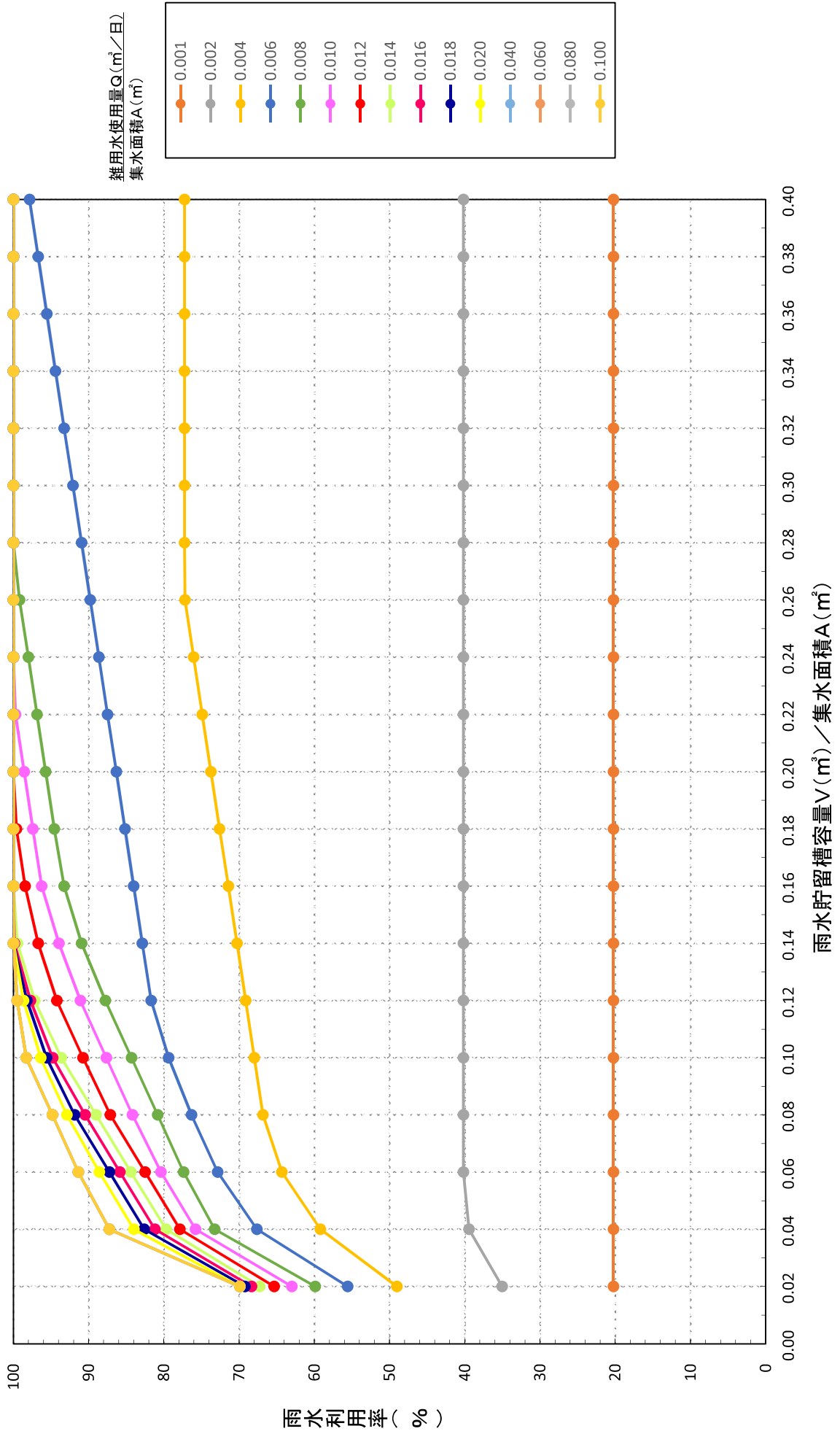
久留米観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2010)



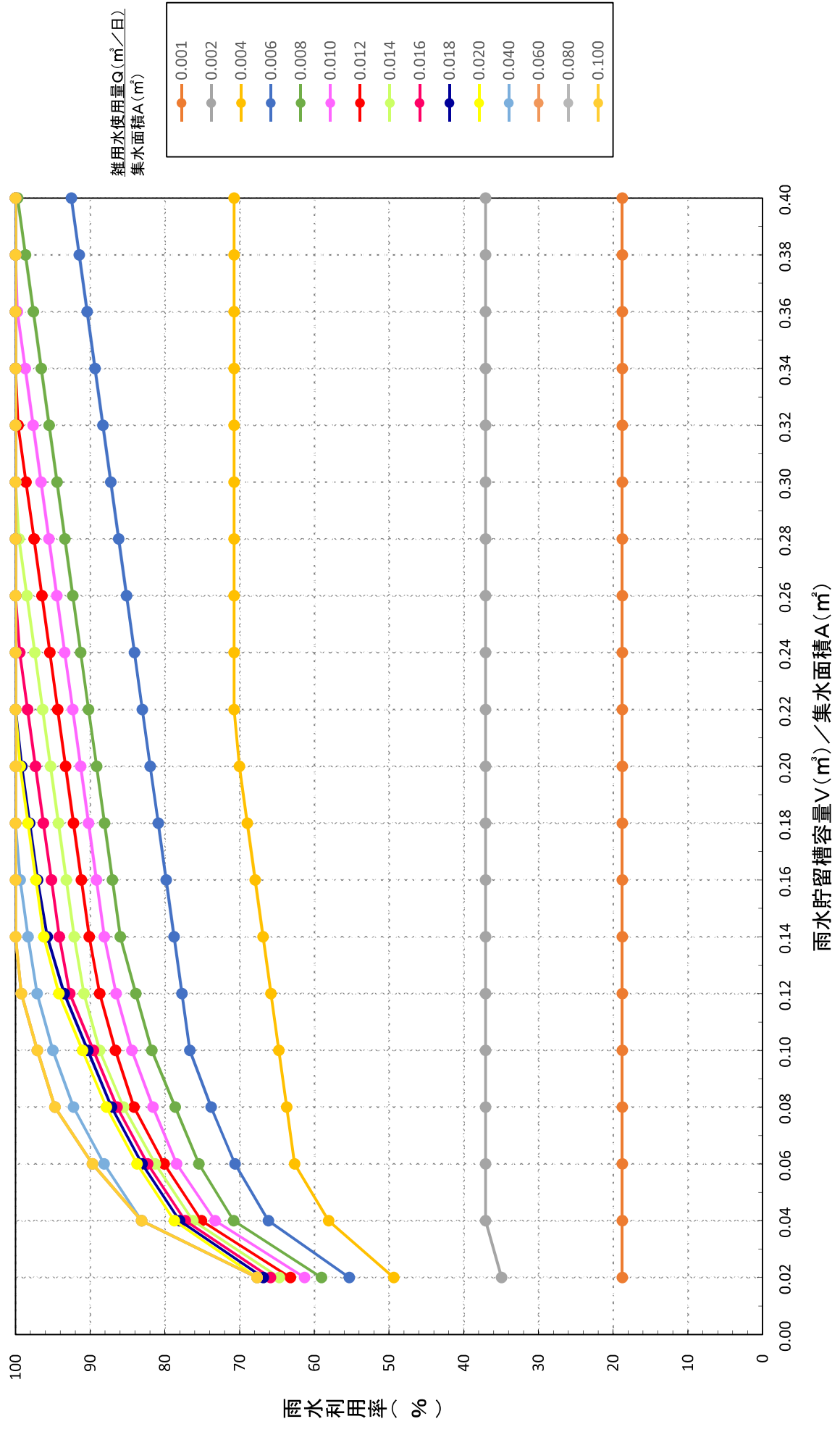
柳川観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2015)



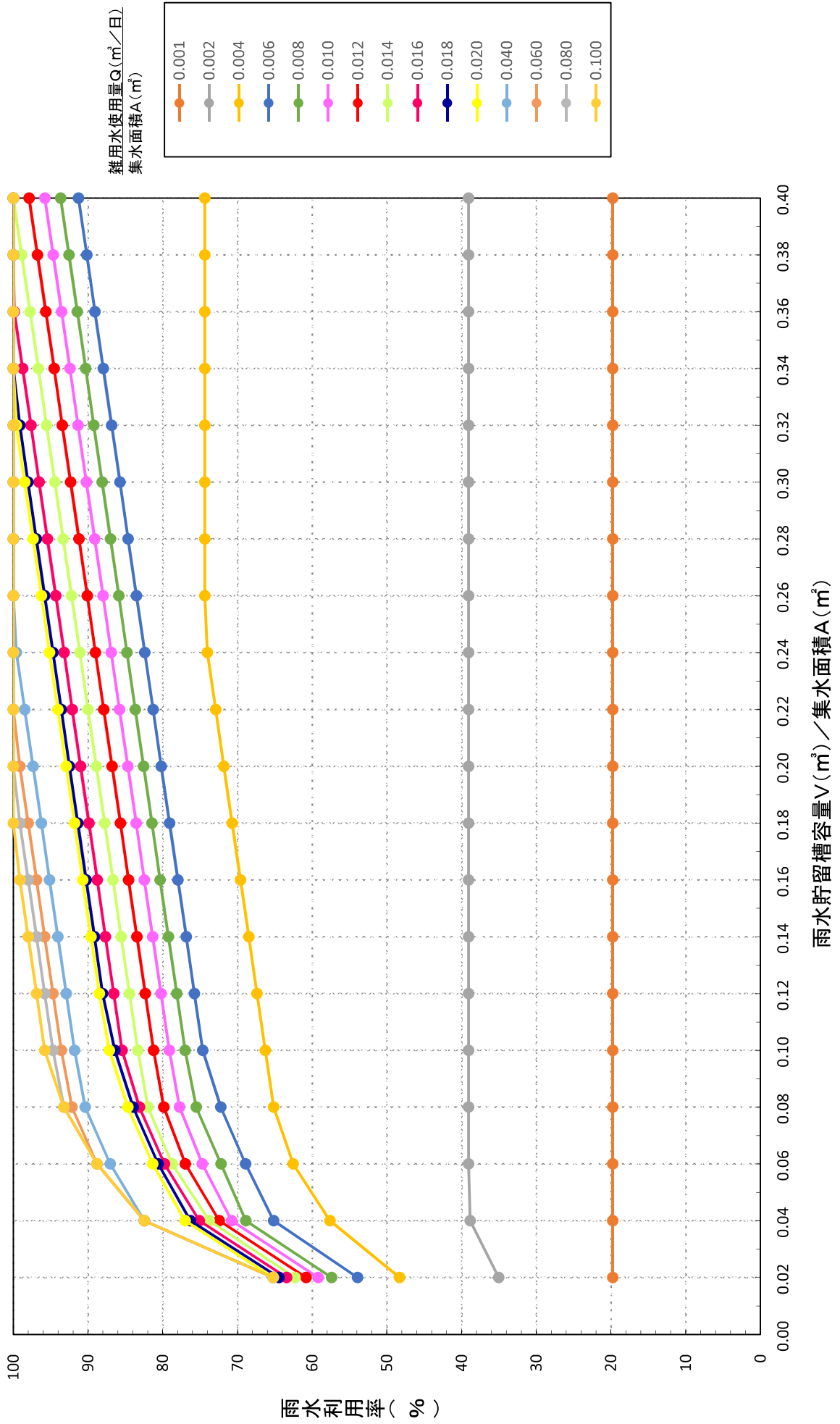
大牟田観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2010)



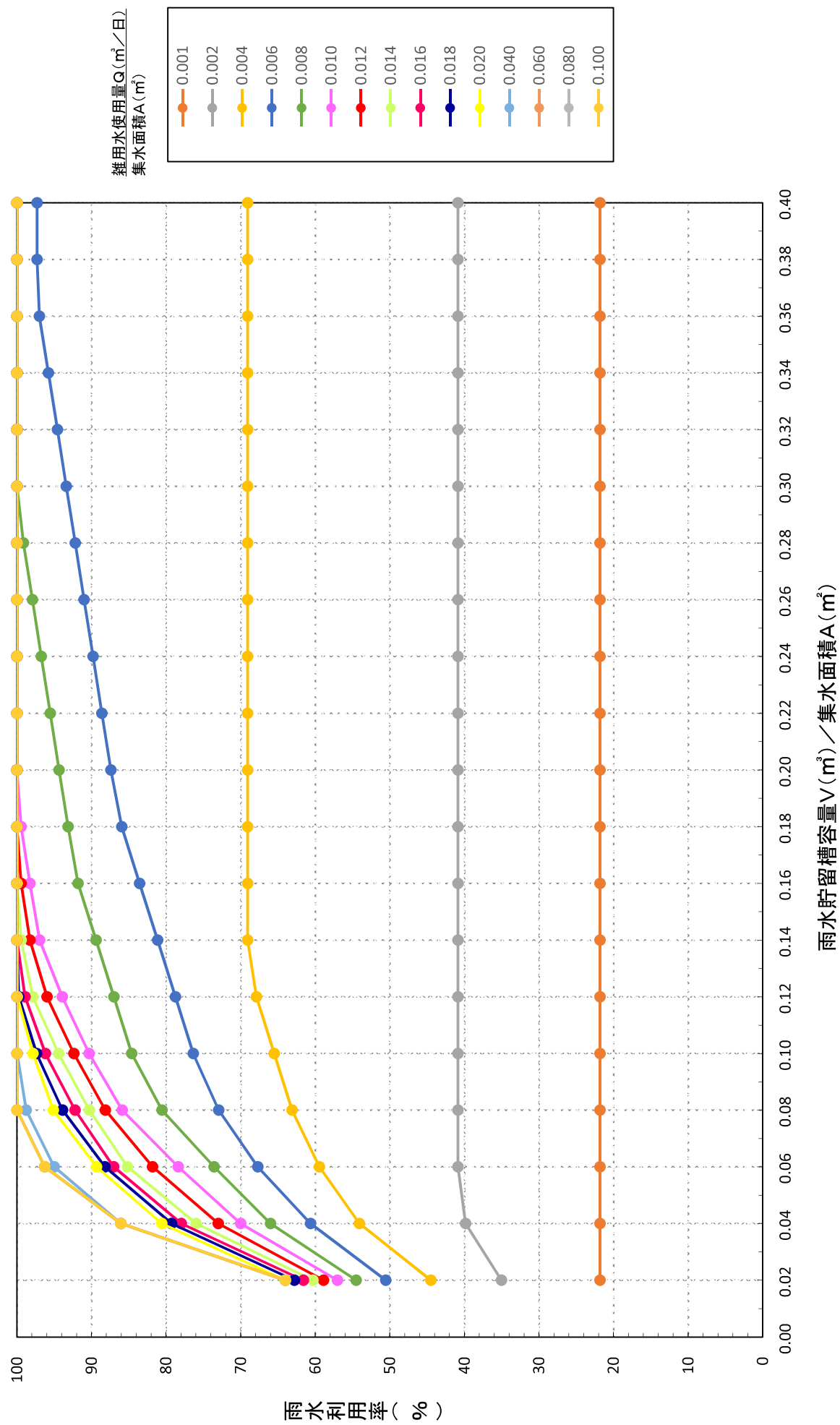
黒木観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2010)



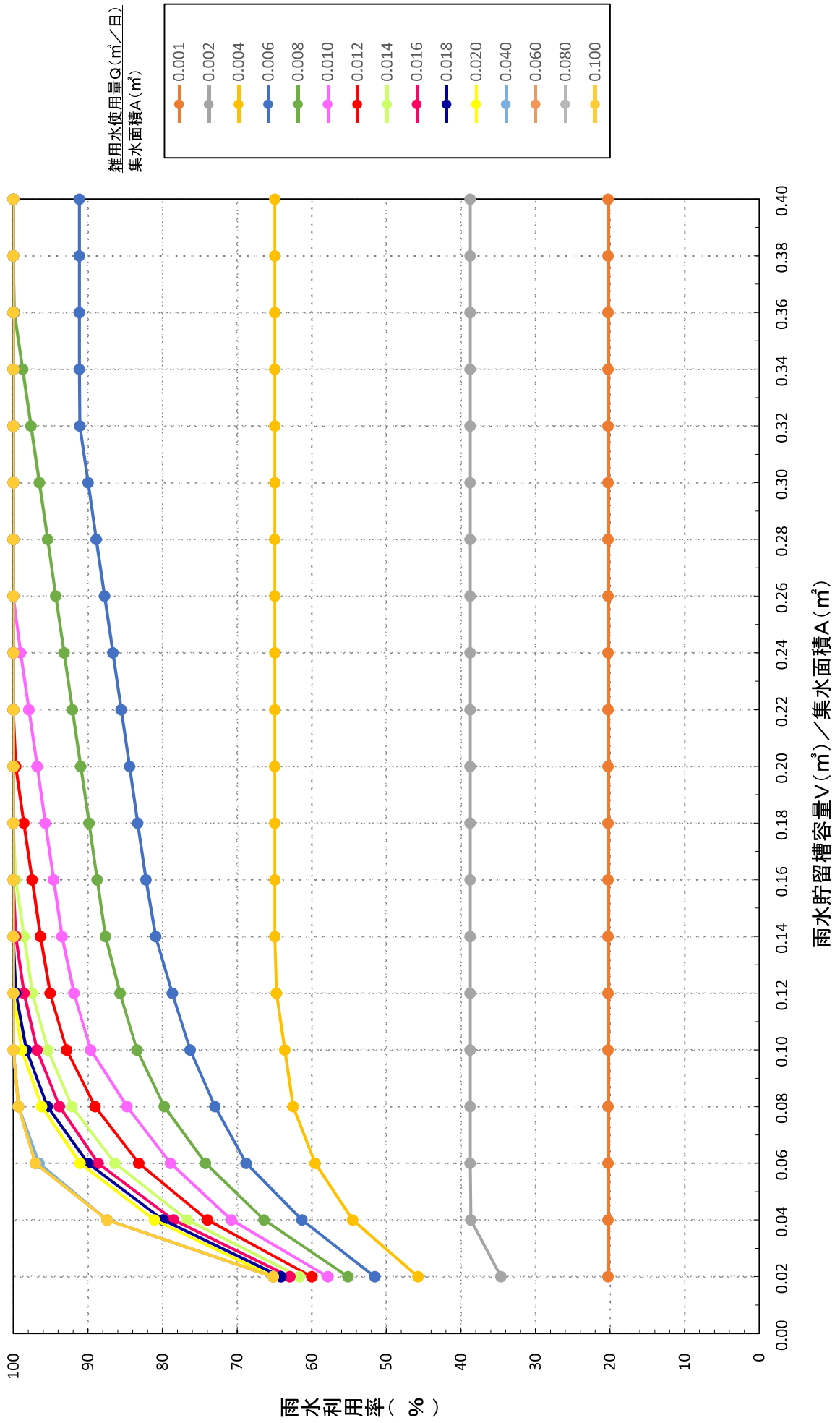
朝倉観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2010)



飯塚観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2011)



添田観測所における雨水貯留槽容量計画線図(平均年:2011)



參考資料

参 考 資 料

【雨水の利用の推進に関する法律】

（平成二十六年四月二日）

（法律第十七号）

第百八十六回通常国会

第二次安倍内閣

改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

令和三年五月一九日同第三六号

雨水の利用の推進に関する法律をここに公布する。

雨水の利用の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針等（第七条—第九条）

第三章 雨水の利用の推進に関する施策（第十条—第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水の利用」とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用すること（消火のための使用その他災害時における使用に備えて確保することを含む。）をいう。ただし、次に掲

げるものにより供給される水の原水として使用することを除く。

一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設

二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業により整備される農業用用水路

三 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（平二七法六六・令三法三六・一部改正）

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 国及び独立行政法人等は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者及び国民の責務）

第五条 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、雨水の利用の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 雨水の利用の推進の意義に関する事項

二 雨水の利用の方法（これに係る雨水の貯留の方法を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

三 健康への悪影響の防止その他の雨水の利用に際し配慮すべき事項

四 雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

五 その他雨水の利用の推進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県方針)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針（以下この条及び次条第一項において「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに異なる場合にあつては、当該地域ごとの方法）に関する基本的な事項

二 当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項

三 その他当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する重要事項

3 都道府県は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村計画)

第九条 市町村は、基本方針（都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針）に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画（以下この条において「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法（当該方法が地域ごとに異なる場合にあっては、当該地域ごとの方法）

二 当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する施策の実施に係る事項

三 その他当該市町村の区域内における雨水の利用の計画的な推進に関する重要事項

3 市町村は、市町村計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三章 雨水の利用の推進に関する施策

(国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十条 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、第一項の目標を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の目標の変更について準用する。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条第一項の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第十二条 国及び地方公共団体は、災害時における身近な水源としての雨水の有用性を含め、雨水の利用に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

（調査研究の推進等及び技術者等の育成）

第十三条 国は、雨水の利用を効果的に推進するため、雨水の利用に係る技術、雨水の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究等の推進及びその成果の普及に努めるとともに、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成に努めなければならない。

（特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用の推進）

第十四条 政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

（地方公共団体による助成）

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二六年政令第一七一号で平成二六年五月一日から施行）

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

※その他、国が定めた「雨水の利用の推進に関する基本方針」などは、国土交通省のホームページを参照してください。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000068.html

雨水利用マニュアル（令和5年5月発行）

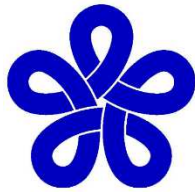
発行 福岡県

編集 福岡県県土整備部水資源対策課

福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3206

FAX : 092-643-3207



福岡県行政資料	
分類記号 S D	所属コード 4 8 0 1 1 0 4
登録年度 令 0 5	登録番号 0 0 0 1